

1. 件 名 : 「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング (34)」

2. 日 時 : 令和4年5月20日 (金) 13時30分～16時00分

3. 場 所 : 原子力規制庁 10階会議室 (TV 会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

長谷川安全規制管理官、石井企画調査官、古作企画調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、田中管理官補佐、尾崎安全審査専門職、鈴木安全審査専門職、青木安全審査専門職、内海安全審査専門職、川村安全審査専門職、田口技術参与

専門検査部門

千葉主任原子力専門検査官

長官官房 技術基盤グループ 地震・津波研究部門

吉村技術参与

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 他23名

東京電力ホールディングス株式会社

輸送技術グループマネージャー

日立 GE ニュークリア・エナジー株式会社

原子力精機設計グループ主任技師 他1名

株式会社神戸製鋼所

原子力技術室次長

5. 自動文字起こし結果 : 別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. その他

資料1 組み合わせ係数法 (1.0 : 0.4 : 0.4) の採用

資料2 受入れ区域天井クレーン B クラス評価における固有周期の変更について

資料3 蓋間圧力の代替計測に使用する表示器の台数の変更について

参考

- ※ 令和4年5月13日「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する資料提出」
- ※ 令和4年5月16日「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	えっと、規制庁のカワムラです。ただいまから5月20日のRFSの設工認申請に関するヒアリングを始めます。
0:00:11	初めに、RAS側から出席者の説明をお願いいたします。
0:00:18	RFS東京事務所のです。
0:00:21	あれベースですが東京側から、合計11名の出席です。この中には、ウェブで参加しておりますサエグサを含みます。
0:00:32	それからこの会場から東京電力から、シマグループマネージャー1名がご参加です。
0:00:39	それから日立G2クリアエナジーの江沢テクニカルえりSPARTほか、計2名、同じくこの会場からの参加です。
0:00:50	それから神戸製鋼所から、原子力技術室の白谷次長がウェブから参加されております。
0:00:59	東京側からの紹介状です。物本社お願いします。
0:01:03	はい。こちらがルート保護者シライです。武藤本社側の出席者は、赤坂センター長を含め13名出席しております。
0:01:13	以上です。
0:01:19	規制庁川村です。ありがとうございます。では早速ヒアリングの内容の方に入らせていただきたいと思います。出席者の都合上ですね、一番初めに、
0:01:33	以前に専門検査部門とヒアリングをしていただいて工事の方法等に係る記載について、ヒアリングで議論されたのではないかとと思うんですけどもその、
0:01:46	の回答に係る部分から扱いたいと思っております。いただいた資料で言いますと、通しページの13ページ目と、51ページ目、52ページ目に、
0:01:59	工事の方法に係る記載があるかと思うんですけども、この部分について、RFS側から何か追加説明事項等ございますでしょうか。
0:02:11	RFS創業事務所蛭原でございます。こちらの方はですね、今河村さんからお話ありました通り、4月27日の使用前確認申請に関する面談でいただきましたご見解あとコメントを踏まえまして、
0:02:26	追記を行うというところでございます。これ面談も今共有させていただいておりますが、1ページ目の一番最後のところのポツにですね、
0:02:38	2回目以降搬入する金属キャスクにつきましては、規則第8条第5号を適用するとのご見解をいただいております2ページ目の一つのポツのところ、
0:02:48	ですが、金属キャスクの紹介搬入にあたって終了すべき、終了しておくべき、使用前事業者検査を明確にすることについてコメン

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	トいただいております。こちらの件ご見解とコメントを踏まえまして、
0:03:01	まず一つ目ですが、PDAページ番号13ページ、APDの15ページ目の説明資料の部分になりますが、一つ目は、こちらの、
0:03:15	ページ番号13ページ目の下の方の赤字の部分になります。こちらの方につきましては、3ポツ、工事用の留意事項にですね、2回目搬入からは、使用前確認、
0:03:29	受けず、使用前事業者検査を行い判定基準を満足して、その後使用するというふうなことが可能となるようにですね、記載を追加しております。
0:03:39	したいと考えております。つ
0:03:42	続きまして、二つ目、面談の際にいただきましたコメントの反映でございますが、金属キャスクの初回搬入にあたって終了しておくべき、使用前事業者検査の
0:03:53	検査を明確にすることに対するコメントへの対応でございますが、同じ
0:03:58	10ページ番号13ページになりますが、
0:04:03	こちらの方の上の、
0:04:05	赤字の部分になりますが、別添3、A2の工事の方法、金属客のところ、この部分の方にですね、基本的には、金属キャスク以外のすべての
0:04:18	設備に関しまして、主要な事業検査を受けておくというふうなことを明確にさせていただいております只野高津の検査と、表面温度検出器はこれキャスク搬入されてから、
0:04:30	装着して検索するものになりますので、そちらは除くというような形になっております。
0:04:36	またもう一つの部分、ページ番号52ページになりますが、別添3、2の工事の方法、金属キャスク以外の部分につきましても、同様な記載を設けさせていただきまして、
0:04:49	こちらの方ですね、終了しておくべき使用前事業者検査の検査を明確にするというふうな追記をしたいと考えております。以上でございます。
0:05:04	規制庁河村です。ありがとうございます。では、この内容につきまして規制庁側でコメントある方いらっしゃいますでしょうか。
0:05:14	解除します。
0:05:18	設計部の千葉です。基本的にここに書いていただいた内容で、
0:05:25	我々として確認しておきたいこととしては
0:05:31	書いていただいたかなというふうに認識はしておりますけども、
0:05:39	これで、新、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:43	申請書ですけどこれ詳しくはならない、ということなんでしょうから、これでいいと思うんですけどね。特にこれを具体的に検査の方で支障が出るかっていうところで、ここまで書いてもらえれば、すぐに大きな支障が出ないと思いますんで、これでよろしいかと思うんですよ。
0:05:58	規制庁小坂です。念のため確認ですけど、13ページに書かれているのは本文としての工事の方法で、
0:06:08	51ページ、2ページと、
0:06:13	いうところで書いてあるのは添付書類。
0:06:16	の中で書かれることですか。
0:06:20	51ページの温度ですか。
0:06:22	うん。
0:06:25	R A S 東京事務所の三原でございます。本部でございます。
0:06:30	本部。
0:06:39	ページです。
0:06:43	輸送プロセスよろしいでしょうか。
0:06:49	ちょっと意見を補足させていただきます。13ページの方はですね、これ金属キャスクの方の工事の方向でございます。で、51ページとお話あったのは、これ、金属キャスク以外の工事の方法ともに本文でございます。
0:07:04	要は金属キャスクを搬入するときは、ちゃんと施設側準備大丈夫というもの、これを51ページの方で明確にすると。翻って、金属キャスクの方はというと、入れる方は、
0:07:17	ちゃんと相手方入れられる方がちゃんとなってるよねっていう確認をした上で入れると、そういうことで2分割してございます。以上です。
0:07:26	はい、古作です。わかりました両面で手当をするということで、今日の資料だと、11と50だと思うんですけど、絶対手当をするということで理解しました。
0:07:42	藤。
0:07:43	説明のあった検出器二つについては除くってということなんですけど、検出器を使つての最終のその監視機能の検査っていうのは、
0:07:54	当然、搬入されてからではありますけど、
0:07:59	形式自体の性能確認とか、
0:08:04	その前にやっておくべきことっていうのはあるんだろうなと思うんですがそのあたりはどう考え。
0:08:14	リサイクル燃料ちょうどムタ本社のシライです。
0:08:19	キャスクを搬入して検出性を取りつける前に、検出器単品につきましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:30	継続入る確認検査、
0:08:32	等を行います。また、
0:08:35	定時模擬入力と結び、
0:08:38	検出器から、
0:08:40	ちゃんと警報が出るということについては、
0:08:44	PIを当時達からの誤記入力等で確認を事前しておくということで計画をしております。
0:08:53	はい。補足です。手島ですね、今書いてある据付外観検査運転性能検査ではない。
0:09:01	ものなので、当然前にやりますよってということがわかるってことに、
0:09:07	はい、リサイクル燃料貯蔵の白井です。そういうご理解で、
0:09:13	同じでございます。
0:09:16	はい。室長もそれはわかりました。でのための確認ですけど、研修承認に係る内容っていうことでいうと、原燃の再処理の方も、
0:09:28	がら数溶融炉について、同様の話があるんですけど、その辺りの扱いについては元と何か話ありましたでしょうか。
0:09:43	うん。
0:09:44	RAS東京事務所エリアでございます。特に話はしておりません。はい。
0:09:52	藤岡高安これで問題ないと思うんですけど、念のため、現存のコミュニケーションをとって、対応しておいてください。よろしくをお願いします。
0:10:04	RAS東京事務所、蛸原でございます承知いたしました。
0:10:10	あ、すいません検査専門検査市場ですけど、私もちょっと連絡官が確認しておきたいんですけど、金属キャスクについては、これ処遇容器として、
0:10:20	検査を受けるのか、それとも輸送容器と兼用で検査を受けるっていう認識でやるのかそこんどこうですか。湯沢参与そういう際にはまた輸送容器としての検査ってのが多分入ってくるはずなんで、
0:10:35	RAS東京事務所、蛸原でございます。我々が受ける検査は貯蔵規則に基づきます、検査になります。以上でございます。
0:10:44	その認識できればそれで結構です。
0:10:53	規制庁のため、最後の確認ですけど、専門検査部門で面談をして、4月27で、それで今の件明確にすることということでコメントをしてあるんですけど、
0:11:08	その回答を今して、これで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:11	整理しましたという協会がおっしゃっているつもりで、あれ実は提示されてるっていう理解でいいですか。
0:11:19	R A S 東京事務所井浦でございます。その通りでございます。以上です。
0:11:23	はい。規制庁布田です。了解しました。
0:11:29	はい。
0:11:32	規制庁河村です。江藤ほか規制庁側でコメントないでしょうか。
0:11:40	本件について、
0:11:44	管理官が今入る予定なんですけど、それって、
0:11:48	こっちの、規制庁河村です。なければちょっと私の方から1点だけ、修正していただきたいなという。ありがとうございます。
0:11:57	当然、13 ページ目の記載なんですけども発注、
0:12:06	この検査の3 ポツ、工事上の留意事項の部分ですね、3 ポツの工事上の留意時、
0:12:13	で、規則第8条第5号で、今、記載されてますけども、一応、
0:12:21	申請書、申請される際には規則名称を前日とかかれてない場合は省略しないようにだけお願いいたします。
0:12:32	よろしいでしょうか。
0:12:35	R F S 東京事務所由良でございます。確認をいたしまして適切な記載にしたいと思います。以上です。
0:12:43	よろしくお願いいたします。
0:12:46	規制庁河村です。よろしければこの件については以上にしてほかに移らせていただきたいと思います。
0:12:56	藤です。すいません。R A S 東京事務所折原でございます。1 点ちょっと確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。
0:13:04	はい、どうぞ。
0:13:06	4 月 27 日の面談の際にですね、議事録にはありませんが、試験仕様と一部仕様書に同じもお話があったかと思いますが、この件につきましては、具体的な手続きの話を理解しておりますので、
0:13:20	使用前確認申請に向けての相談事項として、させていただくということで今回の補正との、とは別にですねご相談させていただくということでよろしいでしょうか。
0:13:35	私もこれ、
0:13:39	はい。
0:13:41	発言されます。
0:13:42	あと、規制庁の岡村です。本件については、多分専門検査の方でになると思うので千葉さんいかがでしょうか。
0:13:54	清家千葉です。そういうことへの考え、その認識で結構だと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:01	R A S 東京事務所植原です。ありがとうございます。以上でございます。
0:14:08	これはどこ。
0:14:10	いや、そうすると規制庁カワムラです。
0:14:14	ではよろしければ他の内容に移りたいと思います。ありがとう。すいません。すいません、R F S さんから、
0:14:26	リサイクル燃料貯蔵中についてという資料が出てるんですけど、これはだから今日この場でお話されないってことですかね。
0:14:43	規制庁河村です。蛭原さん、事務所。
0:14:49	あれ首藤教授、川田でございます。この件はすいません。本日説明はございません。以上でございます。
0:14:56	すいません、千葉ですけど。
0:14:59	1点だけ2ページ目の1ポツ、多分これ間違ってますので直してください。
0:15:07	法律じゃありません、規則ですこれ。
0:15:18	若井阿部東京事務所江村です。承知いたしました。
0:15:23	媒体じゃない。
0:15:24	やっているしなくなってるんで。うん。
0:15:27	議事録から削除してですね、お願いします。
0:15:33	基本、
0:15:37	それでね、規制庁、岡村です。よろしいでしょうか。
0:15:46	では通水藤細野他の方に移らせていただきますけども、その他の資料の内容については、R F S 側から追加説明ございますでしょうか。
0:16:02	江田0東京事務所のです。1件ございます六つのシライの方から説明させていただきます。
0:16:18	作って話ある別、うちの本社シライです。
0:16:23	喜多%トリプルケーにつきましては、最後の方にしたいと思うんですが、
0:16:30	いかがでしょうか。
0:16:35	108 ページ。
0:16:41	11 ページ。
0:16:50	インタレスト事務所のですね配当、はいわかりました。私、どちらでも良いのははい。
0:16:59	では最後にさせていただきたいと思います。どうぞよろしく。
0:17:06	規制庁河村です。そう示し、特に追加説明事項は元、今の段階ではないということで江藤神社資料の
0:17:18	ページ番号に沿って

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:21	確認していくということよろしいでしょうか。
0:17:27	あれ東京事務所のですよろしくお願ひします。
0:17:29	注平瀬カワムラです。承知いたしました。
0:17:36	当県はまず1点目、こちらからの確認事項として1点目でございますけども、資料18ページ、16ページ目ですかね、こちらについて
0:17:53	田口さんの方からご説明お願ひしてよろしいでしょうか。
0:18:01	だね。ちょっと待って、その質問を飛ばしています。③の特に質問は、
0:18:14	カワムラさんこの質問はキャンセルしますので、江崎。
0:18:21	次行きましょう。
0:18:23	承知いたしました。
0:18:25	規制庁の河村です。では続いて、私の方、
0:18:31	からですけども資料中ページ23ページ目をお願いいたします。
0:18:38	あ、すみません、規制庁仲野ですけど、ちょっといいですか。
0:18:44	はい。お願いいたします。
0:18:47	今回ですね、
0:18:49	最初にちょっと説明を聞きたいなと思ってて、今までいきなりコメント出してそれに何か1問。
0:18:56	一等でなかったと思うんですけど。
0:18:59	今回の変更事項ってかなり多岐にわたってるんですが、B-1について、ざっと説明してもらえないでしょうか。
0:19:09	それ以外にも説明したいところあれば、最初に説明聞きたいんですけどいかがですか。
0:19:31	衛藤阿部東京事務所のですはい従前いつもご質問から始めてられていたので今回もあれかなと思っておりましたが必要ということでご説明が必要ということですね。
0:19:46	そうですね特にB-1については全く説明受けてない移転になりますので、
0:19:52	考え方についてと、一通り聞いておきたいんですけども。
0:19:59	はいそれではちょっと順番に、
0:20:04	伊勢、B-1についてご説明を
0:20:08	行っていただきますとちょっと必要に応じて、AとBの2号ということで、
0:20:15	初めの方からではちょっと行かせていただきます。また最初、4-1から4-4までこれ4機能についての部分です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:25	この復帰のこの点についてB-1、もしくは必要な部分でB-2で、追加説明の必要がありますでしょうか。まず、ちょっと1フルヤ。
0:20:40	IRS東京フルヤでございます。4のまず基本的安全機能の件ですね、この件については、すべて、説明を充実化させるものがございます考えを変えるものではございませんので、
0:20:53	特に追加の説明はございません。ですから4ポツ1臨界防止、4ポツに閉じ込め、
0:21:01	4ポスターン除熱する。
0:21:04	4ポツ、4の被ばくの防止、8ページあたり、ここについては追加の説明はございません。以上です。
0:21:15	あれ、東京事務所とその次のですね4.5の部分は先ほどの工事の報告ですのすでに済んでおりますので、
0:21:24	続きまして4.6の受入施設についてです。こちらAとB-1はなくてBのみだけですが、
0:21:34	戸松側で何か追加の説明ありますでしょうか。
0:21:41	これ別々に追加説明ございません。
0:21:45	以上です。
0:21:48	しました。続きまして4-7、悲壮関係、いかがでしょうか。
0:21:58	はい。議題9燃料長のシライ出ず、検討関係業務B-2ですけれども、
0:22:05	特定場所ですとか、計器番号を資料中に明確にするということで、市の収税或いは経営基盤、
0:22:13	森木甲斐の仕方といったものを追加をしたかといったものがございます。
0:22:19	以上です。
0:22:23	レイエス東京事務所のです。
0:22:25	続きまして4-8の汚染の拡大防止と4-9、放射線管理施設についてです。4-9につきましてはB-1がありますのでその点と、それから、さらにB-2で、
0:22:37	追加の説明が必要なところあれば、村川カトウさん、お願いいたします。
0:22:45	はい。小津。4.8の前の拡大防止の方ですけども、
0:22:49	基本設計方針ですね、先日扉っていうものについてご質問があったので、見なおしてみたところ、ちょっと記載に不整合というかありましたので、
0:23:01	それも踏まえて、
0:23:04	考え方そのものは変わってないんですけども整理をし直したというところがございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:10	放射線科案。
0:23:12	一般じゃないんですよ。
0:23:14	あとすいません、4.9交差点管理施設のB-1ですけども、こちらの廃棄物貯蔵室におけるエリアモニターの位置の説明の中で、
0:23:25	ドラム缶の置き方について、奥から積み上げていくという説明をしておりましたが、
0:23:33	最初から積み上げるわけではなくて奥から順に並べていくということで、ドラム株並べ方の期待考え方を変えたということで、そちらに関する記載を変更しております。
0:23:48	あと、このB-2として、日比野線量管理について、
0:23:54	作業に伴う線量管理は、警報機能つきで行いますけれども、累積の作業となる土地被ばくについては、
0:24:02	特に説明がなかったもので、記載がなかったもので、個人被ばく管理については、積算線量計を用いるということで追加をしたといった内容になってございます。
0:24:14	また検出器の位置ですとか、使用の仕方を少し説明を追加をした内容となっております。
0:24:22	規制庁鷹野です。
0:24:26	今4.9のB-1はですね。
0:24:31	変更の理由を教えてくださいませんか。
0:24:36	23ページのAとBの1ですね。
0:24:41	はい、リサイクル燃料貯蔵の白井ですが、
0:24:44	こちらにつきましては、記載としては、
0:24:48	エリア盛廃棄物J a p pのエリアモニターの1の説明のところの記載です。
0:24:54	で、高いところに、
0:24:56	手前側の高いところに建設を置くと、その理由の中のd uそのテレビの理由として、
0:25:05	廃棄物を入れたドラム缶を奥に、
0:25:09	積み上げていくと、ということで記載をしていたんですが、その下、最初から積み上げていくものではなくて、
0:25:17	奥から、
0:25:18	1段目でずっと鳴らして、次、それがさらに1段では置けなくなれば2、2段目に置くと言うドラム缶の置き方に変更し考え方を変えましたので、
0:25:30	その旨の説明を、
0:25:34	の記載、その旨を記載するように、修繕をしたといったものになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:40	規制庁仲野です。
0:25:42	すいません軟質効果で申し訳ないけど何で変更したのかの理由を聞いてるんですけど。
0:25:49	積み方を変えた理由ですね。
0:25:56	当初のリサイクルカトウです。当初の記載っていうのが奥の方から順番に積み上げていくっていうな記載になったかと思えますけども、
0:26:04	もともとR F S制ではそのように大量に
0:26:08	こういうドラム缶発生するということはお想定しにくいので、最初から積み上げるのではなくて、最初はまず低い面で一面で、作業性とかを考えて進んでいくと。
0:26:18	で、吉良になった時はだんだん上に積んでいくような記載の中、
0:26:23	通らんのわかるような記載に直したというものでございます。
0:26:28	規制庁仲野です。
0:26:30	と、もともとは国から5区に積み上げていくという計画だったものを、平良に並べていく、いくっていう方針に変更したっていう説明ですよ。
0:26:40	なぜ変更したか聞いてるんですけど、
0:26:47	なぜ、なぜ云々と。
0:26:50	それともももとのそういう計画高の記載が間違っていたんですか。どっちなんですかね。
0:26:55	うん。R F Sむつの植野でございます。
0:26:59	ドラム缶の発生量が少ないときに、巡視とか考えたときにですね、当間三田積みしているよりかは、1段目に、
0:27:10	それぞれ置いていた方が巡視のしやすさというところがありましてその運用を考慮した記載にしたということでございます。以上です。
0:27:23	規制庁仲間です。何か
0:27:26	運用を見直すようなプロセスがあって、
0:27:29	よくよく検討してみたら、こっちの運用の方がいいねっていうことになったってことですか。
0:27:36	R F Sむつの植野です。
0:27:39	ドラム缶の発生量が少ないうちは、
0:27:42	1段積みしておいた方が、すぐドラム缶を見やすいというところがございましたので、そのような記載にしております。以上です。
0:27:55	規制庁仲間ですわかりました。
0:27:58	次お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:01	パレス東京事務所です。
0:28:04	今 4.9 まで参りましたので、それで 4. 10 です耐震性の部分について、こちら B-1 号、
0:28:13	はい。
0:28:14	規制庁の河村です。ちょっと、4.9 でコメントしてよろしいでしょうか。
0:28:24	お願いします。
0:28:26	衛藤規制庁の河村です。4.9 で通しページ 24 ページ目で、
0:28:33	3 ポツ 2 で、個人管理用の測定設備を記載いただいたかと思うんですけども、
0:28:41	ちょっとこの内容って、設工認の断面だと具体的過ぎないかなって思っただ形なんですけど。
0:28:50	この記載で何か駄目ってことはないんですけど、
0:28:53	何か個人的には、具体的な記載過ぎて、
0:28:59	これって何か保安規定とかもっと下部要領に書くべきことなんじゃないかなと思っただ形。
0:29:05	ですので、もし補正まで時間があるようであれば何かしら検討いただければと思うんですけども。
0:29:14	特段この記載に直して欲しいとかそういったものではございません。
0:29:20	こちらについては以上です。
0:29:24	リサイクル燃料貯蔵面白いです。
0:29:28	ご意見ありがとうございます。少し社内でちょっと確認をして、
0:29:33	必要があれば、変更したいと思います。ありがとうございます。
0:29:42	はい。規制庁川村です。よろしく願いいたします。
0:29:46	では説明の方続いてお願いいたします。
0:29:52	R F S 東京事務所のです。では年ページ 29 ページから、耐震性についてご説明いたします。
0:30:16	はい。あれです村瀬です。の中のとこですけども、B の一井の一番と 2 番についてですけども、キャッシュの評価 1 点というのは、
0:30:27	東京事務所側から説明の方、お願いいたします。
0:30:33	はい東京事務所 R A S 東京事務所マキウチです。今一番②番についてご説明させていただきます。まず①番ですけれども、
0:30:46	こちらヒアリングの中でですね水平 2 方向の評価についてですねコメントをいただいております。3 月 9 日の時点でですね水平 2 方向の評価方法がですね、
0:30:58	水平 1 方向とやり方が違うんじゃないかということでコメントをいただきました。こちらなんですけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:07	ちょっと水平方向の方ですねちょっと厳し目な値としてNSとEW方向の最大振動を同時に組みましたベクトル合成こちらですね設計震度を、
0:31:18	評価をしているというところでそこにですね大きな保守性を持って評価をしました。そのためですね水平1方向の方とはですね、深度の設定のですねフローが違っていたという点が挙げられます。
0:31:32	ですがちょっとこれについてですねRSの方ですね検討した結果ですね、そちらは水平1方向と同じ形で設計振動を
0:31:41	設定するのが妥当であるというところを考えまして、もともと考えていた水平2方向の量ではなくて、設定値方向、
0:31:54	基本の設工認の申請書にある評価方法、こちらと同じ方法で水平2方向についても、計算をするということに方針を変えております。
0:32:06	中でですね、最も水平方向の方と同じ考え方を適用するというところで
0:32:16	どれだけですね計算にお布施を持たせるかというところを再度検討しまして、もともとベクトル502の部分ですけれども、ベクトル合成で実施をしていた評価方法について、
0:32:29	組み合わせ係数法というものこちらも先行でも事例のある、水平2方向の組み合わせの方法なんですけれども、こちらをですね採用した評価に、
0:32:39	変更したというふうになります。こちらの説明は以上です。
0:32:55	ちょっと、続きまして、
0:32:59	税金醸造、三つの額です。続きまして、リーチの3番についてですけれども、通信連絡設備の設備について、Cクラス施設の節の分類の変更、評価の変更について、
0:33:14	見直しの方を行っております。
0:33:18	続きましてB2の項目に行きまして、一つ目の一番につきましては、ACAの値の方を再確認したところ、数字の方の見直しを行いましたというものがあります。
0:33:30	続きまして2番につきましては、波及的影響を考慮する施設の選定、設備として、貯蔵建屋受け入れ区域天井クレーン、
0:33:40	搬送台車を抽出しておりますがそちらについては基本設計方針の中で、基準地震動越に対して評価を行うような形でありますので画期的影響、
0:33:53	を要する施設の中から除外するような形に変更しております。
0:33:58	続きまして、3番については、先ほどご説明した通りでして、続きまして4Bの4番についてですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:07	こちらはちょっと画面共有で資料の方が一つありまして、画面共有の方をお願いいたします。
0:34:21	うちの受け入れ区域天井クレーンのBクラス評価における固有収益の変更について、御説明所にあります。
0:34:32	まず初めに、お話しております設備 364、概要の 34 ページに記載しております、鉛直方向の保有周期の特性についてですけれども、
0:34:43	計算モデルの変更やケース計算方法等による変更による補正ではなく、地震動の振動を確認したところ、従来の固有周期と違うところが大きなものがあったため、補正前の様子、
0:34:57	となっております。
0:34:58	従来の評価の通り、こういう周期が、長周期の方が震度が大きいと考えて対象となる、こういう地域の震度に変更がないと思い、変更申請の方では記載しておりました。
0:35:10	2 ポツで、固有周期と、その深部について比較しております。
0:35:16	友利が、
0:35:18	プランター中央部にある場合としては、
0:35:21	から 2 時と吊荷ですね、何をつった状態なのかつつてないのかという形で、こういう周期の算出をして、固有周期により、設計用床応答曲線から求まる振動を比較して、大きいものを選定しております。
0:35:36	表一位の 2 ですけれども、駅新村出野真吾。
0:35:42	あとは、
0:35:45	令和 3 年 11 月に提出しました、変更認可申請書、あとは今回、
0:35:52	参考資料のほうに記載しております。補正の第
0:35:56	2 について、進捗等、2 の状態と雇用収益という形で、
0:36:02	まとめております。
0:36:05	金梶等変更申請の際には、
0:36:10	吊荷の状態に移った状態の方、
0:36:13	の値を記載しておりましたが、そちら、
0:36:17	今回、再確認したところ、から 2 次の方の、
0:36:21	資料の方が大きいということがわかりましたのでそちらに変更します。その関係について協議の方にまとめております。
0:36:31	通りガーダー中央にある場合の、から二次の保有周期については、0.098。
0:36:38	刷りについては、0.174、この固有周期については、変更はございません。
0:36:46	既認可時の新投資としては、から 2 時が 0.48、吊荷時が 0.655 であったため、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:55	譲った状態の方の0.174の、
0:36:59	震度0.65を採用しておりました。
0:37:02	今回確認しましたところ、
0:37:06	から2次の方が、0.70、ついに時の時は0.6万ということで、から2時の方が震度が大きいということで、
0:37:17	加賀理事の方の進路を記載をする。
0:37:20	するような補正の内容となっております。震度が大きいものなので、固有周期についても、非公認で記載があった0.1が4から、
0:37:31	次2の0.174からAから二次の0.098に記載を変更するものとなっております。
0:37:39	B2-4についても、
0:37:42	追加のご説明については以上となります。
0:37:49	あれ、東條事務所のですね、最初のですね、ビーチの組み合わせ係数のところにつきましても少し追加の説明資料を準備しておりますので、ちょっと先にさせていただきたいと思います。
0:38:03	はい。水村遠藤醸造東京事務所マキウチです。先ほど口頭でご説明したところですね図があったほうがわかりやすいと思いますのでこちらの表でもですね改めてご説明をさせていただきます。
0:38:15	もともとですね表一位の左側のですね、方向としてまず算出する深度としては設計を床応答曲線の値、こちらをですねNSEW最大を含めました方法で詳細評価性能工の詳細評価を行う深度を設定しておりました。
0:38:33	今回ですね、ご指摘いただいたところとですね、本来、この設計を買うと曲線の値とですね、例えば最大応答。
0:38:43	こちらはどちらもですね考慮した上で大きいものを採用するというのが一般的な考え方ですので、こちら水平方向の方と同じ考え方に変えたのと、
0:38:54	それに合わせてですね評価方法についてもですね、NSEW最大値を組み合わせるのではなくてですね組み合わせ係数をというところを採用しまして、大きい側の震度に対しては1倍小さい側の
0:39:08	水道に対してはですね、0.4倍をして設計震度を算出すると、それをですね設計用床応答曲線の値と、建屋の最大加速度、
0:39:18	こちらの二つを比較して大きい方を、詳細評価用の設計振動としたという内容になっております。結果としてはですね表2の部分を見ていただきたいんですけども、
0:39:31	こちら左側がですね水平値方向の設計震度の設定方法になります。こちらですね、例えば最大加速度で算出した値は括弧書きの中で1.2ZPAということで例えば最大応答。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:47	に1. 二倍した値を書いているんですけども、実際の設計ではですねそれらを、よりも大きい1.40というような値を使用しております。
0:39:58	水平2方向の詳細評価用の震度表の右側の方ですけども、こちらを比較しますと、組み合わせ係数法を用いて評価をした場合、
0:40:09	1.39という値、こちらが大きくなるんですけどもこの値はですね、すでに水平方向の方で評価をしていた値1.40という辺り保守的にですね大きい深度で設計をしているものなんですけれども、こちらの値には包絡されるということが確認できました。
0:40:28	ですので、今回水平2方向の部分について構造だとか誘導みたいなところで、評価をしてるんですけども実際に評価をする山になって設計震度を設定した場合はですね、
0:40:43	すでに評価をしている、水平方向の評価、こちらにですね包絡されるということが確認できましたので、申請者についてはですねそのような旨で記載を変更をしているものになります。
0:40:58	説明は以上です。
0:41:02	あれ東京事務所ですと一度ここで切らせていただいた方がいいかと思っておりますので、ご質問等ございましたらお願いいたします。
0:41:10	規制庁の吉村です。いいですか。
0:41:14	はいどうぞ。ですね、今、最後2ご説明いただいた件で、まず1.2ZPAを採用すると、私の方からコメントさせてもらったんですけどこれは、
0:41:29	基本的にはこれ1.2ZPAっていうのはそういう時評価の方で使ってるんですけど、
0:41:35	これを使わないとおそらくこの辺の周期体だと。
0:41:41	統合後構造の加速度のほうが大きくなってしまいうような、ちょっと逆転という、
0:41:47	現象みたいなやつが起きやすいレベルなので、この両方入れてもらったということは、私はこれで結構だと思います。
0:41:55	あと組み合わせ係数法を今回、
0:42:02	前回次長は平均ですねさっきの表にあった。
0:42:06	宇野から、
0:42:07	組み合わせ係数法に変えたというのは、
0:42:11	その大きな理由としては1.2ZPAを考慮すると厳しくなるっていうことが、
0:42:19	へ、これを今回加えたという大きな理由なんでしょうか。
0:42:26	はい。リサイクルの藤東京事務所マキウチです。おっしゃる通りですねこちらもともと1.2ZPAというところを想定してないところで評価してましたので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:38	頭がさすがに最大値の組み合わせというところで評価をしてしまうと厳しい機器があるということが実態でございます。
0:42:51	規制庁の吉村です。これ多分、
0:42:55	別の資料で、
0:42:57	今回出て細かい図提出されてるのでそちらの説明もまたあるのかなとはちょっと思ってるんですが、1点、支持ポイントを、例えば3点で支持するとか、
0:43:10	1点で支持するとかいうそういう評価の中身とは直接、
0:43:14	評価のやり方とは直接この変更ってのは関連してないということですか。
0:43:23	RFS東京事務所マキウチです。こちらの方法ですね設計震度の設定方法ですので評価の中身とは直接は関係ないんですけども、
0:43:34	ただですねそちらのおそらく今おっしゃられてるのがトラニオンの指示関係の評価のお話だと思うんですけども、そちらもですね当然変更する場合はですね、
0:43:46	かなり深度として厳しい部分になりますのでNSWの最大を組み合わせたというところで行くと、かなり厳しい値になってしまうという実態があります。
0:43:57	説明以上です。
0:44:03	わかりました。いずれにしろ情報、
0:44:07	厳しい条件で見直すとこちらの方法を、
0:44:12	譲渡した組み合わせ、
0:44:16	に変更したいということですね。
0:44:19	ご説明は了解しました。
0:44:23	ありがとうございます。
0:44:26	規制庁仲野です。
0:44:28	まずちょっと①と②だけ先にやりたいんですけど、河村さん、あればお願いします。
0:44:39	はい。規制庁の河村です。丸井。衛藤。
0:44:45	す。
0:44:46	今、画面に映し出されている部分のB-2、
0:44:50	て書いてる部分の①番ですね、ちょっとここ高野部分だけ確認をさせてください。ごめんなさい。これ、B-1の①と②だけだったら今話が、
0:45:01	はい。先にどうぞ。はい。
0:45:05	他、いいですか。野村さんも、
0:45:08	①と②は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:11	ノムラですが私は大丈夫ですか。はい。田口さん、ごさいません。いいですか。
0:45:17	こちらから特にないです。
0:45:19	了解です。
0:45:21	ちょっと僕鈴木石丸さんについて聞きたいんだけどこれちょっと説明が、さらっと行っちゃったんで、もうちょっと詳しく、添付5-1の説明聞いてもいいですか。
0:45:29	どう変えたのか。
0:45:58	規制庁仲野です。
0:46:02	3節2-3-004の資料の29ページ、今話してたんですけど、
0:46:11	今あそこの、そうですね、今そこですね、B t o、そうですねそれ、③について、
0:46:17	ちょっと説明を聞いたかったんですけど。
0:46:20	はい。リサイクル燃料物、境です。通信連絡設備の方のですね記載なんですけども、
0:46:30	設備名の部分で記載があったんですが、構成機器に合わせて、今回を設置する
0:46:42	箇所がですね変わってたということで、変更させさせていただきます。
0:46:49	川手田坂甲斐抱えますはい。
0:46:53	設計進捗に伴って変えたそれはちょっと、
0:46:57	設計進捗していく中で、ちょっと機器の設備名のを記載。
0:47:04	を書いております。
0:47:08	規制庁荒戸です。その理由がわかれば教えてください。
0:47:12	理由はですね、
0:47:17	もともと設備名書いてあったんですけども設計の中でそこに設置する機器がないというのがわかったりですね。
0:47:29	実際そのを配置する機器のですね、場所が違ってたということで、変えております。
0:47:40	4月のものが性能が上がってたので、上がってきたので、この場所を変えることができたので、数を減らして、すいません。
0:47:50	健康さん担当ん飛び、
0:47:53	認識してますので、聞こえましたありがとうございます。いえ、すいません。発言者アカサカです。以上です。はい存じております。
0:48:01	はい。すいません。
0:48:04	丸昴さん他に何かありますか。
0:48:08	いいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:11	その次行っていいですかね。Bの①なんですけど、これも理由を聞きたいんですけど。
0:48:18	何か端数処理とかの関係なんですかね。
0:48:22	はい。実際去年ちょっとプラスです。はい、2-01についてですけども端数処理の関係切り上げ時のところを、しっかりと確認したところ、説明は退出するというものっております。以上です。
0:48:36	規制庁中野です。これって結構影響範囲は大きくないんですか。
0:48:43	被災訓練所の村田です。こちらHP30.3メーターから43.5メーターのところの、C Iの値になってましてその位置に設置する時期等はありませんので、
0:48:56	壇上では特に使用していない値となっております。以上でございます。
0:49:03	仲野です了解しました。河村さんありますか。
0:49:09	規制庁の河村です。今の説明で了解です。
0:49:16	はい、じゃ次②について河村さんどうぞ。
0:49:23	はい。規制庁の河村です。②の部分ですけども31ページ目をお願いいたします。
0:49:41	衛藤さん11ページ名のAとBの2の②と記載されてる部分で、
0:49:47	そのため、で始まる部分の文章なんですけども、
0:49:55	例えばクレーン台車についてはS sによる地震力に対して基本的安全機能を損なわない設計としているか、ことから、
0:50:04	波及的影響の設計対象から除くってという記載になってるんですけども、江藤、ちょっと、
0:50:12	私の感覚では、
0:50:14	工事、こういう記載じゃないんじゃないかなと思ってまして。
0:50:18	建屋とクレーンと台車は基本、はっきり的影響を考慮しなきゃいけない設備だと思っております。その上でその耐震性評価の中で基本的安全性、
0:50:32	機能を損なわないよう、S s機能維持していることから
0:50:39	波及的安全影響を評価する計算書の中で、評価対象から除くってという表現になるんじゃないかなと。
0:50:49	思ってるんですけどもその辺いかがでしょうか。
0:50:55	はい。リサイクルにちょっとノムラてです。はい。今いただいたお話の通りだと思ってましてそちらのところ、文章上は詳しくは書かれていないことが、
0:51:06	今、下感じましたので、今いただいたお話の部分も含めて、もう少し記載のほうをわかりやすくしたような形で構成したいと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:20	はい。規制庁の河村です。その通りで文章表現だけの問題ですので、適切に修正していただければと思います。
0:51:29	私からは以上です。
0:51:35	はい。それ以降何かありますかという、あと河村さんお願いします。
0:51:45	はい。規制庁の河村です。耐震関係についてはコメント以上になるかと思うので続いての説明の方をお願いいたします。田口規制庁です。事務所です。それでは4. 11の自然現象について、
0:52:01	ですね、こちらの方の評価の関係。すいません。耐震レーン、ちょっと一つあるんですがよろしいですか。規制庁の田口です。
0:52:14	はいどうぞお願いします。はい、えっとですね34ページなんですけど、
0:52:22	今回間違いの元になったものなんですけど、もともと、
0:52:28	PVの位置というのは、2種類あるんですね。
0:52:33	それによって地震力がおっきい方を採用すると。
0:52:38	ですから、例えばこういう表にですね、二つ並べてへ、
0:52:44	併記してお昼を取るという注釈にするとかですね。
0:52:48	括弧書きにして、
0:52:51	採用しなかったものがわかるようにするんですね。
0:52:55	そういった、
0:52:56	注意をしていただくと、こちらも審査しやすいなと思います。以上です。
0:53:04	はい、荒安村です。今、大体お話を反映しまして補正の方、議事に移りたいと思います。ありがとうございます。よろしくお願いします。
0:53:16	規制庁中尾です。もう1個ありましたと言えば、
0:53:19	耐震評価の変更にあたって、第1回目に1回目の設工認の方は変更して大丈夫なんですか、その④に関してですね。
0:53:31	こういう周期、はい。
0:54:11	サイクル燃焼度です。今お話いただいているところっていうのは添付の5-8の部分、お話でしょうか。
0:54:22	規制庁の赤田です。先ほど29ページのB-2の話を、B-2の④の話が先ほどそちらで画面共有して見ていただいたと思うんですけども、
0:54:35	この第1回の設工認のときの、
0:54:39	数字も、
0:54:41	0.998が違うな。
0:54:44	数字が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:45	違いました話ありましたよね。
0:54:50	実際組んでちょっとノムラてです。29 ページの④についてはですね、去年の
0:54:58	Bクラスの評価になってますんで、第1回申請で第1回の分割申請でクレームを受けるべき点自分の評価は、提出はしておりませんので、そちらの方は、
0:55:12	変更するところはありません。以上となります。
0:55:15	規制庁仲野です。その表1に書いてある。
0:55:19	帰任感っていうのは、
0:55:22	関係ないんですか。
0:55:25	22年。
0:55:27	平成22年、
0:55:28	1サイクルでちょっともらって、
0:55:31	平成20年の8月になってます。
0:55:36	わかりました。勘違いです失礼しました。
0:55:48	次お願いします。
0:55:51	はい井崎の燃料貯蔵のです。それでは4-11について、自然現象火災のところについてご説明いたします。
0:56:01	柿崎ですけれども、4.1、これ大分外部火災の件でございまして、内容としましては①②と②、同じようなちょっと内容なんですけれども、
0:56:16	あります通り当初外部関係の評価が燃える評価ですけど、評価ですけれども、それぞれ管理されてある既設の電源車、
0:56:27	のスペックでもって、評価をしてございました値としては、①の2行目にある0.2865立米を用いて、熱影響評価を実施しております。
0:56:39	しかしながら電源車は今後取りかえとか当然50%の
0:56:45	事業の中であり、それがあと一般産業用工業品もあってですね、今あるステップ数とはまた異なるものが今後来る可能性もあるのかなということで、保守的に
0:56:58	今の現状を超えるような保守的な評価となるような電源車を選定して、その影響でもって評価をすることとしてございます。まず1が燃料のお話でございまして②は同様の理由、今後会話変えるということで燃焼面積の話でございます。
0:57:15	こちらの方の同じように既存の配備されているものを上回るような保守的な値でちょっと齊藤川野渋谷の保存、内容でございませ
0:57:25	説明は以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:29	規制庁仲野です。
0:57:32	阿藤。
0:57:34	電源車に関しては、第1回目の分割申請の変更を出されるというふうには伺っていますけども、その時出されるあたりっていうのは、その実際の、
0:57:44	実際の面積を出されて、今回の
0:57:49	補正の中ではそれをさらに上回る保守的な設定するっていうことなんですかね、ちょっと第1回目の変更との関係が引っかけたんですけど、
0:57:59	USの柿崎です。外部監査のこちらの評価についてはこの辺りでもって第1回も今後、
0:58:07	この辺りと全くご指摘に変えましたけどそのあたりでもって変更申請を県が申請を出させていただく予定ですので、
0:58:17	今後買うものではなくてそれを上回るものもこれと全く同じ値で、返還に申請を出す予定でございます。
0:58:24	以上です。
0:58:26	規制庁仲間です。その時の、これと全く一緒っていうのは、保守的な値ってことですね。
0:58:33	阿比留柿崎です。ご認識の通りです。
0:58:37	はい、了解しました。
0:58:42	すいませんRFS物のイトウです。えっとですね第2回申請はこちらに書いてございます。保守的の数字でお出しするんですが、
0:58:52	第1回位の変更の方は特に本件を含めて、電源車のみの変更でお出しする予定ですが、
0:59:00	予定しております以上です。
0:59:03	規制庁仲野です。その評価の件は、もちろん含まれないのは生じないんですけど、燃料の量とか、
0:59:11	燃料のような、どっちなのかなってちょっと気にしたわけです。
0:59:27	RS物のイトウです。こちらの燃料の保守的な量というのはあくまで外部火災の範疇の話だけであって、電源車のスペックについては電源車と同等のといえますか、
0:59:40	Dといったスペックでお出しする予定です。以上です。
0:59:45	市長中出諏訪からはわかりましたそれが聞きたかっただけなんですけど。
0:59:49	石井さん何かありますか。
0:59:53	イシイです。状況がわかったので、大丈夫だと思います。
1:00:01	以上です。
1:00:10	次どうぞ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:13	あれヘルス東京事務所のです。
1:00:15	それでは44ページです安全機能を有する施設についてです。こちらB2のみですが何か補足がありますでしょうか。
1:00:28	桜井燃料所乳井です。アクセス性としてアクセス可能な場所へ設置する旨を明確にわかるよう、
1:00:36	記載した通りです。
1:00:38	以上です。
1:00:42	I R S東京事務所のです。
1:00:45	2は続きまして4-13通信連絡設備についてです。こちらB案がB値がございますので補足をお願いします。
1:00:56	はい。R F Sむつ、境です。AとBの①なんですけど、放送設備とか非常放送設備のスピーカーについてですね、
1:01:07	設計進捗の中で高出力のスピーカーを採用することで、設置数量等の削減、あと設置位置の見直しを行っております。
1:01:17	それから、AとBの2E-01なんですけど、こちらについては、
1:01:23	社内電話設備、と層状機、こちらの方の一斉放送の機能を有する機器について、
1:01:32	P Tまず、及びファンドセットを、を明確に記載をしております。
1:01:41	それからbの②の方なんですけど、社内電話設備のP H S基地
1:01:47	基地局、それから送受ガッキーのファンドセットについて、今後の建屋増設等に対応するため数量等の
1:01:56	適宜改善する旨を追記しております。
1:02:00	以上になります。
1:02:03	規制庁永野です。ちょっとB-1-01について、質問なんですけど、これも
1:02:10	おそらくさっきと一緒に、
1:02:12	設計が進捗していくにしたがって、スピーカーの仕様はより固まったということで、正しく変えたということだと理解してるんですけど。
1:02:21	この今、
1:02:22	設工認の審査をしている中で、何か並行して設計を進めてて、今回はたまたま補正に間に合ったからいいんですけど、
1:02:31	間に合わない。この後また設計進捗してたら、また変わってきた場所があったりとかすることがあるってことなんですかね。
1:02:39	あれスムーズ境です。今回今後はですね、見直しの方はないと思われそうです。今回の最終になると思います。
1:02:49	規制庁中尾です。そうすると、申請段階ではまだ100%、C、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:56	詳細設計まで行ってなかったけども、設工認の審査を受けながら、並行して見直すっていう計画だったってことなんですけどもともと、
1:03:05	R F Sスムーズ塚です。す。はい。設計の見直しの中がああせ、設計の見直しの時期がですね、ちょっと、
1:03:16	遅れていたためにですね。はい。
1:03:22	はい今回見直したということです。はい。はい、わかりました。はい。はい。
1:03:28	私は以上です。
1:03:43	他皆さんなければ、次に、
1:03:49	荒H e a d事務所のですよろしいでしょうか。
1:03:57	はい。それでは続きまして4. 14 工事の方法を自動規格以外の設備ですが、こちらは冒頭でお話しておりますので、次へ参りたいと思います。
1:04:08	53 ページです。4. 15 変更理由等の記載についてです。
1:04:13	こちらについて名とも津川から補足等ありましたらお願いいたします。
1:04:20	はい。AとBの1の①のところですけども、現在の状況、説明状況を踏まえまして、工程表の記載を見直したというような形になっております。
1:04:31	開始工事の開始の時期と、終わりの時期を変えているというのと、それから追加として、
1:04:40	分割1回目の工事、それが2回目の工事を記載をしたというような形になっております。
1:04:47	そのページには、何ページだ。
1:04:53	下のページでいきますと57ページのところ、
1:04:56	1階の適合性工事2階の適合構成工事ということでここ分けて記載をしたという形になっております。以上です。
1:05:12	三原東京事務所のです。ご質問等ございましたらお願いいたします。
1:05:23	衛藤規制庁の河村です。衛藤よろしければちょっと私の方から、
1:05:32	P D Fの通しページ56ページ目になるんですけども、
1:05:41	今回変更いただく内容ちょっと列記していただいている部分なんですけども、少し、土岐さ飯尾適正、
1:05:51	貸していただきたいなと思っている部分がございます。
1:05:55	まず一つ目ですけども、括弧2番ですけども、貯蔵外について、
1:06:04	津波の設計条件を変更したことによる津波評価ってあるんですけど、入力地震動の変更に伴う耐震評価もあるのかなと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:17	この点いかがでしょうか。
1:06:23	はい。あるベースのスギヤマです。おっしゃる通り耐震関係も変わっておりますのでそこを反映したいと思います。
1:06:33	はい。規制庁河村です。よろしく願いいたします。
1:06:39	衛藤。
1:06:41	続い。
1:06:43	てでございますけども、
1:06:47	(6) 番の、
1:06:49	記載になるんですけども、
1:06:56	ドラムカーンであったりステンレス製の密封容器についてはいずれも今回に、設工認の申請対象外設備、
1:07:06	となっておりますので、廃棄物貯蔵室の固縛設計については、対象外の設備の枠設計、
1:07:17	ということで、ここからの記載は落としてもいいんじゃないかなと思っておるんですけどいかがでしょうか。
1:07:29	はい。RASむつの杉山です。ドラム缶の耐津波設計に関しては閉じ込めとかそういう話もありまして、或いは保持。
1:07:39	汚染の拡大防止かなという話がありまして入れておりましたけども、なくてもいいという話であれば、抜きたいと思えます。以上です。
1:07:49	はい。規制庁河村です。
1:07:51	言った様の方お願いいたします。続いて(9)と(10)番なんですけども、
1:08:01	(9)番(10)番について同様の記載内容となっておりますけども、既設の設備に加えて増設するってあるんですけども、
1:08:14	ちょっとその部分、主主語って言うんですかね、何を増設するかがなくて、ちょっと文章としてこれでいいのかなって思ってる部分です。
1:08:25	増設が正しいのであれば、増設する設備を変えていただきたいと思います。
1:08:33	この点いかがでしょうか。
1:08:38	あれ津野スギヤマです。ここの記載の仕方ちょっと悩みまして、今あるものに、
1:08:46	今あるものが既設のものがありましてプラスで、付け加えるというような形でなっているような状況です。で、付け加えることに対する設備を、
1:08:57	ここに記載するとちょっとバランスが悪いなということで、さらっと書いたつもりだったんですけども、いかがでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:13	規制庁川村です。そうすると、多分具体的な設備名称はいらないんですけども何かしら、
1:09:24	何名、何を、
1:09:27	いいですか、新たに
1:09:32	せなんで言うと、なんでしたっけ。
1:09:38	新たに通信連絡設備を追加するであったり新たに消防用設備を追加するみたいな、何、何かこう、何、
1:09:50	対象となるものを、
1:09:51	少し
1:09:55	ふわっとしたん。
1:09:56	下記の名前でいいとは思うんですけど、何かないとちょっと文章として違和感を感じ、
1:10:04	出るっていうところです。
1:10:08	申し訳ございません。
1:10:10	R F Sむつの杉山です。そのようでコメントいただいておりますので例えば消防用設備ですと、化学泡消火器。
1:10:21	が追加になりますので、既設の消防設備に加えて、化学泡消火器、消火器を増設すると。
1:10:32	いう形でもうこういう名を次回入れちゃってもよろしいですか。
1:10:38	はい。規制庁、岡村です。そういった記載であれば特段違和感はないので
1:10:47	こういうの名称が入ってた方が、これが新しくな、追加される設備なんだというのも、我々としても特定しやすくなるので、そういった対応、
1:10:58	ができるのであればお願いいたします。
1:11:01	はい。R Sむつの杉山です。ちょっとバランス悪いんですけどもそのように対応したいと思います。以上です。
1:11:10	規制庁仲間です。
1:11:12	1点確認なんですけど、
1:11:14	通信連絡設備っていうのは、もともと、
1:11:17	季節、季節なかったんですけど、それとも、
1:11:21	あったっていうか、
1:11:22	ものがあったんでしょうけど、設工認対象として、既設のものがあったんですけど。
1:11:30	はい。F a c e b o o kの杉山です。通信連絡設備は今省内にもものがあるというような状況で、それに今回の新規制関係で、追加して設置をするというような形になっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:46	規制庁の赤尾です。将来にもともとあったものも、ちゃんと設工認で出されていたものがもうすでに設置されていて、
1:11:54	いうことでいいんですよね自主、一時的に格上げしたんじゃないんですよね。
1:11:57	22
1:11:59	大丈夫。やっぱ、
1:12:02	新たに設置するって言うてるのが自主的に確認した設備です。違いますよね。ちょっと私はそこが混乱しちゃっています。
1:12:25	阿部カワムラさんどっちでしたっけ。
1:12:29	規制庁の河村です。私も多分仲野さんの
1:12:34	思ってることと同じことを思ってまして、衛藤既設の通信連絡設備であったり既設の消防用設備って、
1:12:44	平成 22 年に認可を受けてたんでしたっけっていうのをちょっと気にはなってるところでそういう質問です私も、
1:12:55	設工認上は既設ではないんじゃないかということですよ。
1:13:03	そういう認識です。
1:13:07	次に、説明にあった数字でありました。
1:13:14	はい、R F S 無痛境です。平成 22 年の時点では通信連絡設備がありました。
1:13:22	設工認あります。はい。
1:13:27	であれば了解です。以上、
1:13:36	はい。あれ杉山です。消防設備の方は今確認できてませんので、確認しまして同様な記載にしたいと思います。
1:13:47	伊勢、すいません規制庁の田仲です。一点確認させてください。
1:13:51	平成 22 年の時にこの通信連絡設備は設置されたと思うんですがその際に、
1:13:59	設工認としての設備として申請対象ではなくて許可の方で設けるとした中で設置されたものというふうに理解をしていたんですけどその理解は正しいでしょうか。
1:14:17	載ってるんじゃない。
1:14:18	ちょっと。
1:14:26	はい。R A S スムーズ坂井です。平成 22 年の設工認時点で、一部として上がっております。
1:14:37	成長のタナカです。申請対象機器としては上がってなかったという理解は正しいかそれとも繁田書記として、申請されたものなんですか。
1:14:49	古賀です。
1:14:53	概要だけです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:57	はい、A R F 物坂井です。
1:15:01	要目表の方には特に上がってなく概要として、と記載がされております。
1:15:07	以上になります。
1:15:10	規制庁タナカ承知いたしました。
1:15:17	規制庁河村です。すいません。ちょっと
1:15:21	それに関連しまして、富むか新設工認なんで記載として、概要でちよろっと記載するというのもその程度かなと思うんですけども。
1:15:32	その際に、庄内検査っていうのは受けております。
1:15:36	かっていうのをちょっとお伺いさせてください。どのみち今回全部検査し直すので、関係はないと思うんですけども、
1:15:48	あれです塚です。使用前検査の方は受けておりません。
1:15:54	以上です。
1:15:56	規制庁河村です。承知いたしました。
1:16:00	そう。そうすると、規制庁ナカノですけど、
1:16:03	そうすると何か全部新設扱いじゃないのかっていう気もしないでもないんですけど。
1:16:12	多分、
1:16:13	はい。R S むつの杉山です。おっしゃる通り、既設として衛藤ものがありましたけども、検査とか、設工認対象設備としては、上がっておりませんので、
1:16:25	新設扱いにしたいと思いますがよろしいでしょうか。
1:16:30	そのような表現にしていいただければと思います。よろしく申し上げます。例えば、その他使用済み燃料貯蔵設備の
1:16:38	附属施設のうち、通信で受託設備を新設するという形で、
1:16:45	そうですね。そうですね。同じように消防用設備、
1:16:50	を新設すると、というような形でね、直したいと思います。
1:16:55	はい。
1:17:17	規制庁の石井ですけど、この点、今の点、割合はちょっと電源車のところで、もう1点だけ確認したいことがあるんですけども、中野さんいいでしょうか。
1:17:27	ちょっと先にどうぞつけなかった。
1:17:29	ちょっと先ほどR F S の伊藤さんの方から、第1回の変更する上では、翌朝とかは変わらないっていうふうにおっしゃったんですけども、
1:17:39	第1回の時の、
1:17:42	外部火災の評価、今ちょっと資料が出るかわかんないですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:46	7-4-4 っていう項目の 10 ページのところで、
1:17:53	調査施設内に設置する危険物。
1:17:57	施設のところの条件で、電源車等とか、容量が使われてるんですけども、
1:18:04	ここは何か
1:18:07	変更申請の時に変更されるんでしょうか。
1:18:16	そっちの。
1:18:19	RSむつの伊藤です。今回、資料を出した資料にも添付されてると思いますが、こちらの中で燃料量その他、
1:18:29	何か保守性を持たせた数字で申請する予定となっております以上です。
1:18:35	全部アイデアがちょっと使えないんで第2回の
1:18:40	大柿することができる。
1:18:46	なので先ほど言った通りなんですけど、基本的に第2回でお出しをして、第1回の方は上書きされるという認識でおります以上です。
1:18:59	むつ本社のシライです。今の電車の要目表の記載については、
1:19:07	いわゆる設計要求値について大きくするという形での変更申請をしたいと、いうふうに考えております。
1:19:16	他燃料タンクそのもの等についてはいわゆる、もう一つ決まってる値なので、そちらについては今、機械をしない方、
1:19:26	要目表では記載をしないという形で申請をしたいというふうに考えております。
1:19:33	規制庁の石井ですけど、そういうことは
1:19:39	第1回の変更申請は今後出されると思うんですけども、そこでは、
1:19:44	この、今回変えるような形で、
1:19:48	出してくるっていう。
1:19:50	いうふうに理解しておけばいいでしょうか。
1:19:54	江藤。むつ本社の白井です。今回、この笠井のところにつきましては、
1:20:02	もう保守的な、実際のものよりも保守的な値で評価をして、信頼をさしていただいて、この評価については、次に変更申請する時に、変わるものではない。変更する。
1:20:17	ものではないので、変更申請のない内容からは、
1:20:22	申請書のからは、
1:20:25	今添付しないということで今考えてございます。
1:20:31	規制庁の石津

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:33	状況はわかりました。
1:20:38	本社のシライです。ただ、同様の評価として、竜巻の合格の評価がありますので、そちらにつきましては、同様に、
1:20:50	個人的な大きい大きな電源車を想定した評価を、変更申請の際に合わせて申請したいというふうに考えております。
1:21:08	規制庁の石井です。状況は理解しました。
1:21:12	以上です。
1:21:16	そういうこと。
1:21:20	どこから口出して申し訳ないんですけど、今のハセガワですけれども、
1:21:27	これ全部聞いてたわけじゃないから、何かよくわかってないんだけどさ、さっきなんか上書きされるとか、
1:21:35	そういうのもあったんで、
1:21:37	ちゃんと慎重に確認してはいわかりましたとかって、言わないほうがいいんじゃないの。
1:21:47	規制庁の石井です。わかりました。
1:21:53	1、
1:21:57	それで、あとさ、1回目も何か仕様が変わるっていうのは聞いているけれども、
1:22:04	本当に変更申請いるのかって別に届け出ぐらいでもいいんじゃないかねのかとかっていうのもちょっと思ってるわけで、そういうのをちゃんと総合的に考えて、
1:22:17	ちゃんとはつじつまが合うように、
1:22:22	ちゃんと考えてから物を言った方がこの辺はよさそうなんじゃないかなって気がしてるんだけど、
1:22:29	規制庁の石井です。承知しましたきちんと整理をした。
1:22:33	角度が高ければ別にいいけれどもね、俺も途中からちょこっと
1:22:39	全体の何割が聞こえたかわかんないんだけど、そんな感じだから、確信持って言ってるわけじゃないけど、
1:22:46	規制庁吉井です。どうぞ。
1:22:49	赤坂ですけど、先ほどからずっと電源車の改造という形で2台目のやつの見直しなんですけど、分割第1回の変更認可申請、今の段階では我々、
1:23:01	分割第2回、そういう意味でいうと新規制基準対応の設工認が終わってから、
1:23:06	井坂さん綺麗になってから出そうかなということで考えています。従ってですね、1回とりあえず整理した上でですね、
1:23:17	手続きしたいなと思ってるのは一つ、合わせてですね先ほど言った、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:23	火災の件。
1:23:25	についてはですねそこら辺も踏まえた上でですねできる限りですね前もって、
1:23:29	できるものはエコかなという思いですので、
1:23:34	しっかり考えているつもりです。ただ、軽微変更届。
1:23:40	はですね、少しやっぱり違う経路が違うかなというのは思ってますのでスプレー天田行政相談の中でですねしっかり相談させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。
1:23:51	その辺の話をちょっと聞いているからそれはそれで置いて、何か上書きされるとかかっていうのよくわかんなくて、
1:24:00	多分、多分何かいろいろ量とかが変わっちゃうと評価が変わらないように、あらかじめ現状出てる、申請、
1:24:12	ないしは、次に予想されるものを包含した形で、今回の評価は、そういうの見越してやっていますってそういう説明だったの。
1:24:29	私ですけどそこを見越してやっていると説明です。
1:24:38	話は大体わかったんで、いずれにしろうちの方では、ちゃんと
1:24:45	冷静にちゃんと考えて、江藤ヨシダ氏は別途ちゃんと
1:24:52	言った方がいいんじゃないの。
1:24:54	規制庁石井です。
1:24:57	今、コメントあった通り、きちんとどうあるべきか、ちょっと整理します。
1:25:07	アカサカですけどやっぱり自然現象の書き方とか第一課とか第二課と両方書いてるところがあって、
1:25:12	あとは申請者がやっぱ、言い方悪いですけど、売って欲しいんですよ。
1:25:17	そこら辺がですね、何か我々も内部を取ったような感じがして、第2回側でそれができると思っていますので確かに石井さんと含めてですね、ご説明させていただきたいと思います。以上です。
1:25:33	規制庁石井です。今伺った話はきちんと整理をしてどうあるべきかはもう1回、こちらでも整理をしますので、
1:25:54	すいません規制庁の尾崎です。私から、
1:25:58	ちょっと2ヶ所、コメントをしたいと思います今、56ページの、その申請概要のお話でカワムラから、
1:26:08	コメントっていくつか、増設って言葉を新設とかにされるとかかっていう検討を修正をしますということだったんですが、
1:26:18	ここと関連してですね、ページで言うと63ページに、
1:26:27	今回の申請対象設備の一覧と、技術基準の適合の一覧表がありますと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:37	我々としてはですね、この、先ほど河村からコメントした 56 ページの申請の概要っていうのがですね、今回の変更認可の
1:26:47	申請の対象設備は、これこれですっていうのを具体的に示していただくものでして、それが 3-1 を、この 63 ページの設備等、
1:26:58	設備区分とその整合してるっていうことが、申請書上必要だと思ってますと。
1:27:05	まずそういうところが必要なんですっていうところですね、その観点で 60、
1:27:13	3 ページから 64 ページ 2 ページにかけて一覧表出てますが、
1:27:18	何点かちょっとその 56 ページの申請の概要と、何か整合がとれてないんじゃないかなろうかというところがあったので質問含めて、
1:27:29	コメントいたします。まずカラーいくとですね、
1:27:37	どうそうか、上から何これ、ナンバーで 4 番目の搬送台車ですけど、
1:27:45	これ 56 ページの申請概要だとですね。
1:27:50	(3) で搬送台車の耐震所、耐震設計条件の変更により耐震評価を行うっていうのがあってですね。
1:28:00	この書きぶり、56 ページとその貯蔵架台と同じような書きぶりになってるとなってますと、で、
1:28:10	行ったり来たりするんですけど、63 ページの 3-1 表だと貯蔵架台は既設。
1:28:18	／新設になってるんで、同じ書きぶりなら多分、
1:28:23	63 ページのそのナンバー 4 の搬送台車も同じ既設／新設になるんじゃないのかと思うんですが、
1:28:32	まずここがその区分が違うっていうのは、
1:28:36	どういう考えで、
1:28:39	変えてるのか或いは間違ってたのかその辺り、まずご説明いただけますでしょうか。
1:28:47	はい。Rm のスギヤマです。3 の 1 項のところにつきましては現状季節としてあるものか、それから改造なのか、と新設するものなのかと。
1:28:58	いう考えに分けてと記載をしております。で、今おっしゃっている衛藤、
1:29:06	申請書の鏡のところになる、江藤概要のところ、
1:29:10	の記載と、ここに今合っていないというような状況になりますので、そこは整合していくのかなというふうには思っています。
1:29:18	今、先ほどコメントいただきました、当初、
1:29:23	庁用設備とか、通信連絡設備とは全く違うような状況になるというようなことで思っています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:32	どちらに合わせたら一番いいのかという話があるかと思うんですけども、できれば、衛藤さんが1票に合わせていくという形がいいのかなというふうには思っていますが、いかがでしょうか。
1:29:45	麻生。
1:29:46	規制庁の話ですそこは、私からどちらって言うことは言えないんですけど、基本的にはその3-1票と、ここの56ページの申請の概要っていうのはその整合した内容で、これこれがさぬきの中で変更あったものです。
1:30:01	という整理になると思うので、そこはつじつまが合うように、ちょっと整合をとっていただきたいと思えます。
1:30:08	いうことしかちょっと言えないんですが、この二つの資料ですね、矛盾が起こらないように、ちょっとまずAと突き合わせてですね、ちょっと見ていただきたいなと思えます。
1:30:24	はい。RAS図のスギヤマです。衛藤。
1:30:29	整合が生じないようにその表記の仕方を合わせて記載をしていきたいと思えます。はい。会社です。
1:30:37	その観点でいうと、ですね。
1:30:42	不整合がちょっと私が見た限りで不整合かなっていうところがですね、次に3-1票で見っていくと、
1:30:52	9番10番の、
1:30:54	蓋間圧力検出器表面温度検出器ってこれ、既設/新設、いずれもなってるんですが、申請概要の56ページではそこは何も触れてないと。
1:31:09	ここは多分不整合で、
1:31:13	んなってますと、
1:31:15	私の理解だとこの二つの検出器って、そもそも要目表で大きく変わっているようなところっていうのは、
1:31:24	実態上ないで基本方針も変更ないんで、何が親切なのかよくわからないんですけど、これはどっちが、
1:31:35	どっちかっていうか、その56ページの、
1:31:39	話が正しいのか、であればその3の1票のこの既設/新設っていうのはどういうことなのか。
1:31:46	ていうのをちょっとご説明いただけないでしょうか。
1:31:50	はい。RFSむつの杉山です。ここの蓋間圧力見識と、それから表面温度検出器は、キャスクにつくものになっております。
1:32:01	キャスクについてくるようなものになりますので、キャスクが搬入されるごと1基ごとに行き、1個ずつ1個2個か、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:10	ついてくると、というような形になりますので、そこで既設／新設というような形で書いて記載をしているというような状況になっております。
1:32:22	今後キャスクが入ってくれば、入ってくる、同じように、
1:32:26	新設でついてくるという形になりますので、そういう記載をしております。なるほど考え方は、30票だと、そのキャスクとこれが連動してる話になるわけですね。
1:32:41	はい。アレス結のスギヤマです。その通りです。以上です。
1:32:50	うーん。
1:32:54	わかりました。
1:33:04	これは絡み。
1:33:17	規制庁野崎です考え方はわかりました。そうであれば、多分56ページに、キャスクは新たに設置するっていう言葉があってここで言うと、
1:33:30	(5)番ですかね。
1:33:32	そこには何も触れてないので、3-1ページでその整合をとるなら、56ページにも何らか、安くに連動して、設置するとか何とかって言葉が要るんじゃないかなと思う。
1:33:44	そこはご検討いただきたいと思います。
1:33:51	問題意識としては先ほど言ったことと同じ話で不整合にならないようにしてくださいと。
1:33:57	そうです。
1:33:59	はい。あれ鈴野スギヤマです。藤鏡のところの概要と、それから三階部分のところのところの表現を合わせるような形で調整したいと思います。以上です。
1:34:12	お願いしまして、あと気づいたところだと、殊、10、14-1でドラム缶で、
1:34:23	これ、ねずみろうに塗りつぶされてここは、申請対象設備じゃないっていうせ意味だと思うんでそこに新設って書かれているのは、
1:34:33	何かちょっとよく、ステンレス容器との違いもよくわからなくて、対象設備でないんであればあえて新設って言葉も、
1:34:43	要らないんじゃないかなと思うんですが、ここに書くと何かまた56ページの関係で何かここに書いて、
1:34:52	ないんじゃないんですかっていう話にもなると思うので、もう書いてないならここはなくてもいいのかな、あえて新規書く必要もないのかなあと思ってます。
1:35:01	いうところですか。あともう一つは先ほど河村のコメントにもありましたけど、通信連絡設備消防用設備で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:12	と増設じゃなくって、新設にするっていうことだったので、この3の発表だと、通信連絡設備は、
1:35:22	いずれも、
1:35:23	社内電話設備以外新設になってるのかなんでこの季節が本当に正しいのかっていうのは今一度整理いただいて、
1:35:31	図。
1:35:31	消防用設備、
1:35:34	もう化学泡消火器が先ほど藤スギヤマさんから新設だっということだったんでそこは整合とれてるのかなと思うんですがいま1度、
1:35:45	そこは見直して、56ページの申請の概要と整合するような、表にさせていただきたいと思います。
1:35:57	はい。阿部さん。
1:36:00	宇津スギヤマです。
1:36:01	はい。と整合をとりたいと思います。以上です。
1:36:05	そうだとすいません1点ちょっと
1:36:09	これは今ちょっと気づいたんですけど、56ページの(7)で、放射線サーベイ機器は増設するってあって、
1:36:20	この増設も本当に今のその22年の、
1:36:24	設工認との関係で増設という言葉でいいのか、或いは何か新設にするのかっていうのは、
1:36:31	ちょっとあわせて検討させていただきたいと思います。この3年表でいうと、全部季節になってると思ってそのあたりも含めて、
1:36:42	ちょっと申請の概要と、3-1票が合うように、
1:36:46	ちょっと整理をさせていただきたいと思います。
1:36:49	私からは以上で、
1:36:54	はい、有井水本スギヤマです。今いただきましたコメントを概要と、三階の剛性を抜けなく確認していきたいと思います。以上です。
1:37:08	お願いします。あとすいません規制庁の和気ですが、
1:37:13	ちょっとすいません前のページに戻っちゃうんですが、
1:37:20	これ、通しで言うと52ページの工事の留意事項。
1:37:27	2、ちょっと関係する話かなと思うので、
1:37:33	一つコメントいたします。ここ、冒頭の説明で、今回、
1:37:41	搬出時のすみませんそうか。
1:37:47	この前の審査会合でその搬出時の原子力事業者がちゃんと搬出しますってことを追記しますっていうことをコメントいただいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	今日のヒアリングでは最初に搬入するキャスクが、使用前確認を受けてってという話を受けた。
1:38:04	ですけど、今のその申請書用のたてつけだとですね工事の留意事項にその搬入キャスクの搬入時にちゃんとした、確認を受けたキャスクだっていうことを確認するってということとあと搬出時の話は書いていただいた。
1:38:22	こういうことになると思うんですが、搬入から搬出までの間ですね必要なプロセスについても、外運搬規則との関係でですね必要になると思い、
1:38:35	我々必要だと考えてますので、ちょっと追記をいただきたいと思ってますってということのコメントです。具体的には、
1:38:46	工事の留意事項の中でですねまず搬入された後ですね、キャスクを貯蔵してる間は、ちゃんと貯蔵規則に記録の保存っていう規則がございますんで規定がございますので、
1:39:01	その必要な現場に必要な内容についてきちんと記録をあれして保存するっていうことをまず、
1:39:10	必要なプロセスとして追記いただきたいと思えます。
1:39:14	その上で2点目としましては、貯蔵が終わってですね貯蔵期間が終わって搬出する時にはですね、申請書の言葉で言うと何かその契約先の原子炉設置者が、
1:39:28	このあれですが、保存した記録に基づいて、排水にはきちんと核燃料輸送物としての搬出に必要な確認を行うとかですね。
1:39:40	その確認を行った後に、きちんと外運搬規則に基づいて搬出するとか、そういう間の搬入と搬出は書いていただくんですが
1:39:51	間にですね必要なプロセスもありますので、そこを追記いただきたいと考えています。
1:39:59	よろしいでしょうか。
1:40:03	はいRFS東京フルヤです。今ご指摘いただきました搬入までのプロセスは搬入等であるところについてはしっかりと書かせていただいたと。そこはご理解の通りで、その間の、
1:40:17	途中版ん貯蔵中のプロセスというお話ありましたが、我々原子力安全の規制原子力安全確保上は、その間というのはどっちかというと維持管理、
1:40:27	保守管理に当たると。ですので整理としては、保安規定2でしっかりと、
1:40:36	整備するのかなと考えてございましたが、その辺、今の途中のプロセスについても、記載の、
1:40:43	やり方、ちょっと社内で検討したいと思えます。以上です。
1:40:50	はい。
1:40:51	規制庁野崎ですよろしくお願ひします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:04	はい。
1:41:07	私からは以上なので次じゃあ岡村さんお願いします。
1:41:16	はい。規制庁の河村です。衛藤。
1:41:21	多分、工事の方法に関しては以上なのかなと思うんですけど、続いて、あれ。
1:41:29	60 ページ以降の添付書類 3 の話で説明いただいております。
1:41:47	I A と R F S むつのスギヤマです。
1:41:50	こちらはコメントの内容で踏まえて 3-1 を変えるという形で、添付しているような形になっています。先ほどおっしゃっていた
1:42:02	分類の 1 ですかね。
1:42:06	既設改造新設というような方ちいを、改造を入れてくださって話が合ったのでそれを付け加えていると。
1:42:15	いう話と、あと、要求事項及び保護のいずれにも変更がないものに関しては、明確化して識別化するという話が合ったので、
1:42:25	その欄を設けてマルをつけているという形でお伝えをしているというような状況になっております。
1:42:32	それから、ちょっと下の方に行きますけども 16-4 のところの、
1:42:37	モニタリングポイントというところがあります。
1:42:41	ここが、以前は、
1:42:44	ここの収まってなくて上の、周辺監視区域境界付近の固定モニタリング設備と同等の並びになってたのをそこを修正していると。
1:42:56	というようなところ。
1:42:58	変更しているというような状況です。
1:43:02	どこだっけ。
1:43:05	うん。
1:43:07	6 分は、
1:43:10	出荷者赤字があったと思うんですけども、
1:43:19	25 番の安全避難用扉のところに関して、
1:43:25	ずっと右に行っていただきますと、
1:43:30	汚染の防止のところに丸をつけたという形で変更をしております。
1:43:39	それから、変更箇所は赤字になりますけども、そのところで、
1:43:46	1 枚目の 3-1 の 1 枚目の右側のところ備考のところ、図、
1:43:51	詳細な記載をしているというような状況に、となっております。
1:43:57	3 の意見は以上になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:09	衛藤規制庁の川村です。よろしければ私の方からなんですけども、PDFで通しページ62ページ目になるんですけどよろしいでしょうか。
1:44:33	62ページ目なんですけどもここの内容添付書類3に記載されるっていうこと。
1:44:43	が書かれてるんですけども、
1:44:48	62ページ目のなお書き以降ですね。
1:44:57	すいませんあと下のページ数番号で62ページ目になります。
1:45:06	ここでなお書き以降でこういったことを補正しますって言うんですけど、今回は補正で対応してくるものなので、ここのなお書きの部分についてはいらないかなあと思ってるんですけどいかがですか。
1:45:23	はいRFSむつの杉山です。衛藤。ここの記載なんですけども、
1:45:29	補正をするという言葉が入っているので、あまり好ましくないということでしょうか。
1:45:35	そうであればこの補正という言葉も、記載するとかそういう形で直したいというふうには思ってますけども、いかがでしょうか。
1:45:44	規制庁の河村です。いや、ここに書いて、なお書き以降で書いてある内容については、藤大瀬氏で出てくるものを見れば
1:45:55	わかることですので、丸々記載削除でいいのかなと思ってるんですけど。
1:46:01	いかがですか。
1:46:03	はい。衛藤。
1:46:05	あれ鈴スギヤマです。拝承いたしました。なお書き以降、最後まで削除するという形でしたい対応したいと思います。
1:46:17	規制庁河村です。よろしく願いいたします。続いてなんですけども、それ以降の部分でコメント対応資料の①から④。
1:46:29	についても添付するっていうのがあるんですけども、
1:46:34	こちらにつきましても、ヒアリングの中で内容確認させていただいておりますので補足説明資料っていう形でまとめていただければ、
1:46:46	十分なのかなと思ってまして。
1:46:53	申請漏れがないことの確認に関しては今回、赤字で示されてる部分で社内で十分確認しましたっていうのと、
1:47:03	その結果3-1票がちゃんと綺麗に
1:47:06	つくられてますっていうので、説明としてはいいのかなと思っておりますので、その後ろに付けられてたコメント対応資料①から④の部分については削除でも、
1:47:18	いいのかなと思ってるんですけどいかがですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:22	はい。R F Sむつの杉山です。江藤。正直言って悩みましてこれを作るべきかどうか、衛藤さん、第3-4のコメント対応資料①から④までを作るべきかどうかというふうな悩みました。
1:47:37	なくてもいいというのであれば抜きたいと思います。以上です。
1:47:43	これまでの関連があった。
1:47:46	そうですね。
1:47:49	厳しい。
1:47:50	確か。
1:47:52	三菱さんの方で記載があったので一応、全部ではないんですけども、抜粋みたいな形で、記載例という形で、
1:48:02	凸追加したんですけども、
1:48:04	今おっしゃった通り、顔、
1:48:10	利用であれば、抜きたいと思います。
1:48:20	はい。規制庁の岡村です。私としてはそうですね。
1:48:28	金賞に基づいてちゃんと見直してますっていうのと、
1:48:32	その結果としてノートペットが3-1票ですっていうので、
1:48:37	いいのかなとは思ってるところです。
1:48:43	はい。とあるスムーズのスギヤマです。江藤。50g。了解しましたので、
1:48:49	この3-4票、①から④に関しては、削除したいと思います。以上です。
1:48:57	すいません規制庁大垣です。基本的にはその申請書上から削除で結構だと思うんですが、せっかくこれ我々の整理の観点からもですね、
1:49:09	どういう抜け漏れがないかっていうのはきちんと双方で調べたので、これは申請書としては私は不要だと思うんですけど補足説明資料としてですね、
1:49:20	J A N救出漏れがないっていうことを確認したっていう補足説明書の参考資料として、これはもう整理しとけばよろしいんじゃないかと思います。
1:49:30	そのような整理でいかがでしょうか。
1:49:34	はいR F Sむつの杉山です。衛藤。
1:49:39	補足資料、補足説明資料というよりも以前、コメント回答で回答させていただいておりますので、衛藤、それを補足説明資料側に持っていきたいというふうに思っております。以上です。
1:49:52	規制庁の先でそれで結構だと思いますよろしく申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:01	リサイクル燃料貯蔵事務所のところですよ。今のですね資料コメント回答という形でお返ししておるんですがまた別途説明資料という形に焼き直す作業が必要でしょうか。
1:50:27	規制庁だけですコメント回答資料ですすでに全く同じものも出しているんであれば改めての資料提出は結構です。
1:50:38	承知いたしましたありがとうございます。
1:50:43	規制庁仲野です。ちょっと確認ですけど、
1:50:45	コメント回答資料については、
1:50:49	何とかまとめ資料って最終的にセット版でしていただけるんですよ。
1:50:55	先ほどのですね補足説明資料はですねコメント回答の中でここをこう直しますと親、そうしたのもたくさんございますので、
1:51:04	そういった部分を反映して衛藤哲夫いたします。
1:51:08	規制庁の中野です。セット版の中に、
1:51:11	今言ってる③-1とか03-2の表っていうのは入るんですか。
1:51:22	リサイクル燃料貯蔵のですか。ですねそれは特に
1:51:27	そのあたりをご説明して補足説明資料のパッケージはないので、
1:51:36	いや、参考多分、
1:51:38	特にそこは入らない予定です。
1:51:40	それを入れておいていただきたいんですが、どっかに、
1:51:51	インターネットSPEEDIっていうのを作ってさ。
1:51:54	それで、
1:51:59	ここ、別途該当資料ということで作って、それを進めてた番号をつけて、
1:52:06	もし、
1:52:08	というか、
1:52:10	コメント回答資料という補足説明資料を作って、今まで回答したコメント回答のやつを全部入れていくっていう形ですか。
1:52:22	規制庁仲野です。コメント回答資料の中には、ほとんど補正補正に反映されてるんだと私は理解してたんですけども。
1:52:31	同じものをまた出していただく必要はなくて、
1:52:35	補正補正に反映されてない、このまとめ表については入れていただきたいということなんですけど。
1:52:42	アカサカですけど今ちょっと話してる通りですね、2年ものがないで、
1:52:47	言った通り、補足説明書に反映するやつを除いた形で、コメント回答集が残ったものだけそっちにパッケージにしたらどうかなっていうのが、アイデアです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:58	それで構いません。私は、
1:53:01	大崎さんたち、いいですか。
1:53:06	規制庁野崎です。そうですね。ただ今回すいません、ここに我々こだわったのは、審査会合でも、この我々から発言してるんです。今回そのRFSが、
1:53:20	第2回の最終申請で本当に抜け漏れがないですよっていうのをこちら側から指摘して、やっぱりこういうプロセスで確認して、抽出漏れありませんでしたっていうことを、確定させるっていうですね。
1:53:36	ことは重要であろうということで我々からコメントしたので、
1:53:41	コメント資料として整理、同じものを入れるっていうことに異論はないんですけど、何らか今回その抽出漏れに漏れ、申請対象設備の抽出漏れがないっていうことがですね、
1:53:55	わかる要素っていうかインデックスとしてこの
1:54:00	今60何ページ67ページとか5ページからあるような、こういう資料でちゃんと抜け漏れないことを確認しましたっていうことがですね。
1:54:10	わかるような補足説明資料の位置付けにさせていただきたいと思ってますんで、それはその今言ったようにそのコメント回答ですでもう同じ資料を提出してるっていうことであれば、
1:54:21	その資料をそのままヤキマしていただいていいと思うんですが、その抽出漏れがないっていうことがわかる補足説明資料としてですね位置付けていただきたいと思います。
1:54:32	いかがでしょうか。
1:54:35	はい阿部蘇武の杉山です。衛藤。ご趣旨わかりましたので今回の抽出漏れがないというところに関して、補足説明資料を1個起こして、戸田出すような形にしたいと思います。
1:54:50	尾野さんそれでよろしいですか。
1:54:53	はい処置しました。
1:54:54	青野です。はい。
1:55:29	あ、
1:55:30	あれ今、規制庁のイシイですけど
1:55:34	仲田さん川部さん。
1:55:36	とりあえず5以上ですかね、現状で準備してた、準備というか確認したいポイントというのは、
1:55:43	ちょっと追加でもしよろしければこちらで尾上さんの方から、
1:55:48	聞きたいことがあるんですけどっていう、今んところ、以上です。はい。はい。すいません。規制庁野村です。えーとですね、今週の月か、水当たり2、マキウチさんらといろいろと話してて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:01	決めたことで、キャスクと課題の耐震設計、
1:56:06	一部考え方は変えてまた再度やってもらうっていう話になってるはずなんですが、それはこの資料2、間に合わなかったということでしょうか。
1:56:20	リサイクル燃料貯蔵の図は、この事業の5月13日付でお出ししておりまして、マキウチからの資料5月16日付ですのでここには含まれておりません。
1:56:30	はい。規制庁ノムラず了解しました。
1:56:34	今日、それ、すいません衛藤オノさん、規制庁ノムラですけど、それについて何か郷等で説明されますか。
1:56:48	というかやって欲しい。
1:56:51	一応宮地さん共有したいので、できれば簡単に説明していただきたいんですが、
1:57:01	廃車しました通り最近のちょうど東京事務所マキウチです。すいません。ちょっと今の資料出しますので少々お待ちください。
1:57:11	ではちょっと資料出る前にですね概要をご説明しますけれども、松江選手とも今週頭のころからですねお話をさせていただいたところをとしまして、
1:57:22	トラニオンの部分のですね荷重の高評価自身に地震時の応力評価についてなんですけれども、もともと設工認申請書上ではですね、
1:57:36	トラニオンの水平荷重については、他にも三つでですね、受けると、というような評価、荷重を分散させて受けるとというような評価をしておりました。
1:57:49	チラーのについてなんですけれども、実際構造上はですね、荷重の分散というものは起こるんですけれども今回はですね、補正の内容として、保守的に、その二つの両側のですね、ランニングの効果というところを、
1:58:06	排除して、一つのトラニオンにすべて荷重を負担させるといったような評価に変えて補正をさせていただくということでこちら16日に提出させていただいた資料なんですけれども、
1:58:20	その中段代以上よりの人達にちょっとその下ですね。
1:58:28	この部分ですね、
1:58:30	兜欄にもここですねちょっと資料の立て付け上該当資料なので見づらいなんですけれども、この式がですね、下部トラニオンAのみに荷重が変わると仮定した場合の式と、
1:58:45	ということで荷重の分散を排除して一つの単位4に荷重をかけるといって評価をしております。こちらの評価結果がですね下に
1:58:56	ちょっともうスターのページっていただいていたいいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:02	こちらですね、こちらが荷重を分散しない場合のトライアルの評価結果になるんですけども、鳥栖トラニオンとそれから盗掘荷重を受けるという固定が布田順子でボルトそれぞれですね、影響力以下になってるということを確認できましたので、
1:59:21	今回の補正でこちらの評価結果に関してですね、補正をさせていただくということになります。で、補正内容としても文章の方にですね、保守的にトラニオン1個にかかるものとして評価をしたということを追記させていただくと。
1:59:39	いう形になりません。
1:59:42	ちょっと下に図があるのでこちらでも簡単にこちらで大丈夫です。こちらのもともとですね視点から、0で180°方向のB側にもですね荷重が変わるとして計算をしたんですけども、
1:59:57	これをですね視点から大高校の側ですね、下側の図でいきますと真ん中のところに下矢印があるんですけども、これが両側からの隣のポールですけどこれを排除した光学式で評価をしております。
2:00:14	ごめんなさい、戻っていただけてはい。そのような評価に変えさせていただいて評価結果を差し替えさせていただくというような内容になっております。ご説明は以上です質問等ありましたらお願いいたします。
2:00:31	議員。
2:00:37	規制庁ノムラです私からは特にコメントがないというこれはもうすでに内湖、湖イシイや、細田等含めて我々とマキウチさんだっ て話あった。
2:00:49	結果なんですけど他規制庁側から何かご意見があれば、
2:01:01	なさそうなのでこのまま進めてください。以上です。
2:01:07	リサイクル燃料貯蔵東京山下KJSA、確認ありがとうございます今ご説明した内容で補正をさせていただきます。
2:01:29	吉瀬ちゃカワムラです。江藤他全体通して何か。
2:01:36	ありますでしょうか。
2:01:39	はいリサイクル燃料貯蔵のです。ちょっと冒頭、すいません説明をしかけましたちょっと追加で、補正のご説明をさせていただきたいと思います。すいません武藤シライさんお願いします。
2:01:51	はい。
2:01:52	三つ本社のシライです。今の画面で期待は出していただいておりますけれども、
2:01:59	スタートループの大体継続にし表示器の応用の今日上でのシライ変更ということになります。
2:02:08	こちらにつきましては、コメントを030pの04の中で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:14	代替継続に用いる業務調理装置等の扱いについてということで、
2:02:19	コメントをいただきまして、評価、
2:02:23	表示機能を有していない圧力検出器と、温度検出器等の
2:02:31	目的を表示する部分につきましては、その部分を設工認上も明確にするということで、
2:02:38	基本設計方針に、装置を保有すること、あと台数を、
2:02:44	要目表に記載するという事で回答してございます。
2:02:48	その際に、二川努力を大体継続に使用する、する表示器につきましては、キャップ管理 601 台とすると。
2:03:00	資機材保管 F L I P されてるといったを期待するという事で説明をしてございました。
2:03:06	その後の検討の中で、外部火災発生したときには、金属キャスクに設置している負担金という形式自体は継続使用できる。
2:03:17	形になりますけれども、正直について、資機材保管庫に、
2:03:22	保管していた場合、この表示器が使用できなくなる可能性があるかと。
2:03:28	ということで、1 時期につきましては、
2:03:31	機器の本部と、使用済み燃料貯蔵建屋、2 ヶ所で保管する必要があるというふうに考えてございます。
2:03:41	そこで、要目表について、
2:03:44	今まで取付箇所の欄に、保管場所として、資機材保管庫しか記載してございませんでしたけれども、小西海野の貯蔵建屋を追加をするというところと、
2:03:56	あと個数につきましては、表示器については、2 と書いて、
2:04:01	へえ。
2:04:03	金属キャンプ 30—現在 1 と、このような機会に業況で対
2:04:09	追加をし、追求をしたいと、いうふうに考えてございます。
2:04:15	また
2:04:18	継続制御系統施設に関する説明書ですとか、
2:04:22	記載人選別記載事項にパーツと名称において、
2:04:27	表示器については、外部火災を考慮して育てや、
2:04:32	津波をを考慮して
2:04:35	南方架台の資機材を勧告するといった旨を追加した上で、補正申請を行いたいというふうに考えてございます。
2:04:45	以上でございます。
2:04:55	規制庁川村です。ありがとうございます。この件について何かコメントございますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:22	規制庁河村です。ないようですので江藤R F S側本日準備いただいた資料については、以上でよろしいでしょうか。
2:05:33	ありがとうございます。
2:05:36	すいません。R F Sむつの杉山です。
2:05:39	ちょっと先ほどの確認なんですけども、先ほど申請者の方の概要と、その3-1本を合わせるようにということで話があったと思うんですが、
2:05:51	ちょっと3年でお見せいただければありがたいんですけども、
2:06:00	先ほどの3-1票の記述改造新設という欄がありましたが、その横に、今回の概要として、
2:06:10	どういう扱いになるかという。
2:06:13	行かな、行を入れ込んで、そこで衛藤。
2:06:18	見せるような形にしたいというふうには思ってるんですけども。
2:06:21	そういう形で、この間に
2:06:25	既設／改造冊子新設の横に欄を設けて、表示をしたいなというふうには思ってますがいかがでしょうか。
2:06:34	左左側ですか。
2:06:40	今左側という意見もありましたけども、そちらで対応して、概要のところと、フェーズを合わせていくような、
2:06:50	表記に変えたいというふうには思ってますがいかがでしょうか。
2:06:55	規制庁中尾です。ちょっと
2:06:58	挿入したように何を書くのかよくわかんなかったんですけども1回説明してもらっていいですか。
2:07:02	はいそういうあれ済ますのすぎヤマです。今欄を追加しまして、既設の設工認の対象設備として、概要に記載されているような、
2:07:15	改造やら、新設、設工認対象設備としての新設かどうかを記載をしていくということで考えております。
2:07:26	そういうことでそこを合わせるようにしようかと思っています。以上です。
2:07:35	ちょっとわかんない。
2:07:42	中野です。今
2:07:44	新設改造既設っていう欄がもうあるじゃないですか。
2:07:49	それで、
2:07:50	追加したように何か、どういうふうを書くんですか。
2:07:54	はい。アレス物のすぎヤマです。あくまでも設工認対象設備として支援施設なのか、別なのかというところがわかるように、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:05	した方がいいのかなというふうには思っています。それで今回の概要のところにもそれがリンクするのかなというふうに思っています。以上です。
2:08:14	アカサカですけど、今のその欄の季節っていうのはですね。
2:08:18	今、あるかないかだけの判断をしてるんですよね。
2:08:23	ものが今ここにあるかないか。
2:08:27	規制庁仲野です。
2:08:29	ものがあるかどうかっていうのはあんまり関係なくて、
2:08:34	設工認上、新設だったら新設だけでいいと思うんですけど、
2:08:39	笠田ですけど我々にとってどちらかというと物があるかないかの方が大切だったので、施設の考え方をしましたというのがこの表なんです。なるほど。すいません。すいません。思っている。
2:08:51	既設設工認上の扱いかどうかっていうのが大事だと言ったので、これを書き直し1団地をふやした方が、我々としては整備の仕方がしやすいっていうので、どうでしょうかという提案をして、ああ、なるほどなるほど。
2:09:05	規制庁の河村です。
2:09:08	であれば、平成22年に申請済みかどうかだけわかる欄を設けていただいた方がいいのかなと思うんですけどいかがです。
2:09:20	はい。
2:09:21	了解です。
2:09:25	そうします。
2:09:30	よろしく願いいたします。
2:09:36	他何かございますでしょうか。
2:09:40	RFS東京事務所ですちょっとこちらから1件ございます。
2:09:47	はいRFS東京フルヤです。先ほど大戸オザキ様からのご意見がございました金属キャスクの工事の方法で、貯蔵中の記録、
2:09:59	きちんと維持することが書いて欲しいと、検討すると、私は里検討しますというお話をしました。ですけれどもちょっと方向性だけずれるとよろしくないんで、
2:10:12	ちょっと意見交換したいんですが、
2:10:15	我々設工認というのは43条の8にあるように、小野田43条の8にあるように、設計及び工事の方法その他の工事の計画、
2:10:27	について、整理したものでございます。したがって、我々が今書いている、貯蔵前の設計の、
2:10:36	考え方、あと搬入、それは工事は2工事なので、搬入の原子炉設置者との取り合い、あと搬出、これも工事に当たりますのでとりあえずしっかりやると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:48	いうことを整理してございます。
2:10:50	その間の貯蔵中というのは、保安規定で原子力安全を確保すべきと考えてございますが、その保安規定とのつなぎのところを、より説明を充実させると。
2:11:03	そういう考え方で、
2:11:06	影を検討しようかなと思ってます。今申請書の形ですと、別添3というのは工事の方法で一番最後にいろいろな、柔軟に記載している。これも工事上の留意事項。
2:11:21	つまり、証明確認までの記載、事項整理してございます。
2:11:27	ですがそのあとのをきちっと維持をするということについては、保安規定のフェーズではあるんですけども先ほどの尾崎さんの意見を踏まえて、私
2:11:38	我々今その辺の、
2:11:40	原子炉摂取との取り合いをですねより説明を充実させるために、補足説明資料の補足の5番で、使用済み燃料の収納と搬出への備えということで、こちらの記載を充実させようと。
2:11:53	そういう方向で先ほど小田オザキさんのご意見に対応しようという方針でございます。以上です。
2:12:14	規制庁の野崎です。考え方の整理は理解できました。
2:12:20	ちょっとここはですね、こちらもう、
2:12:27	ぶっちゃけて言うとその審査章の中でどこまで書くかっていうところをちょっとまだ整理中ですので、その観点も含めてですねちょっとまた
2:12:39	どこまでか、甲斐角野が申請書にですね、書いていただくのがいいのかってのはちょっとこちらでも検討したいと思います。で、私が言った趣旨はですね
2:12:52	おっしゃる通りなんですけど、あくまで金属キャスクの工事に関するところを球場で書くっていうところなんですけど、その搬入から搬出までの間でですね
2:13:05	何ら工事の留意事項で触れられないっていうかそこが見えないっていうのはその申請上よくわからなかった、わからないっていうかその売れな部分であるので、
2:13:16	そこに関してはその搬入搬出の間についてもですねきちんと記録も取るし搬出時にはその記録に基づいて、ちゃんとした確認を行った上で貯蔵中期間終了後に搬出するっていうですね何らかの、
2:13:29	枕詞じゃないですけどそういったことがあって、そういうことをした上でですね、きちんと原子力せえ事業者によって廃止されますっていうことがですね、
2:13:40	書かれていればより、輸送との関係もですね、クリアになるのではなかろうかっていう問題意識で、コメントした次第です。繰り

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	返しになりますが、そのあたりについて我々も今ちょっと変更して整理してますので、
2:13:53	またちょっとその整理の状況も踏まえてですねこれ引き続きちょっとそ、
2:14:00	検討というか相談させていただければと思います。私からは以上です。
2:14:08	R F S 東京フルヤです。貴重なご意見ございありがとうございます。また我々についても我々も並行して先回りちょっと、ちょっと検討を充実させたいと思います。以上です。
2:14:19	規制庁の長谷川ですけれども。
2:14:21	何か、今の話だけを聞いてると、
2:14:25	何か、
2:14:27	そもそも品物のハンドリングなんて、石膏人で別に書かなくてもいいんじゃないのって。
2:14:34	直感的には思ってるんだけど、
2:14:38	R F S の人もさ、根井ん丸めた感じで言ってるけどさ、書く必要ないと思ってるんじゃないの。
2:14:48	ちょっと過剰な要求をしてるんじゃないですかって本当は言いたいんじゃないのって。
2:14:53	違います。
2:14:56	R F S 東京フルヤです。はい。以上です。
2:15:02	うん。それはそうやっていったらちゃんと言った方がいいですよ。俺もそう思うもの。
2:15:09	直感的にはね。
2:15:13	基本的に施工人っていうのは要は品物高設計とかS作ってっていう、そのハード面の部分の、それにかかる工事っていう意味では、
2:15:26	必要なかもしれないけれども、もうさ、このケースね。
2:15:31	キャスク自体っていうのは、もうハンドリングに入ってくるわ形で、押す。
2:15:39	その例えば整地系のやり方だって、もう保安規定ベースだよねと。
2:15:43	その取りつけるところだけちゃんとしとけばいいしその後の維持管理なんていうのは当然保安規定のベースだし、というふうには思うんだけど、
2:15:53	だから、R F S は、もう1回ちゃんと
2:15:57	直した方がいいんじゃないか、必要ないと思ってますけどいかがですかって。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:05	はい。R F S 東京フルヤです。先ほどご質問ご説明説明の通りですね、もともとの原子炉規制の考え方あと法律の条文の組み立て構成ですね。
2:16:16	その辺を踏まえて、ちょっと先ほど野崎さんの貯蔵期間中の維持管理等に関する事項については、次のフェーズできちっと確保すべきことかなと考えますが、いかがでしょうか。以上です。
2:16:35	規制庁の尾崎です。
2:16:39	理解しました。
2:16:41	すいませんちょっとコメントを取り下げます。
2:16:55	規制庁の長谷川ですけれども、尾崎さんもう、
2:16:58	言いたいことがあればちゃんと言った方がいいよ。
2:17:03	規制庁の中尾取り持ただけなんだけれども、規制庁、そういった意味では私は今、言いたいことは言ったつもりでして、今我々の方で考えている審査書、
2:17:18	審査結果の中でですねその辺りまで
2:17:22	きちんと書いた方がいいんじゃないかなろうかっていう検討を今進めてたので、その関係で、ここまで、
2:17:30	できれば、変えていった方がより輸送との関係が明確になるのではなからうかと思って、コメントをしたっていうのが私の今の考えです。
2:17:43	だから、
2:17:45	だから、必要じゃないのかっていうコメントをしたんですが、確かに保安規定的な内容ではあるので、必ずしもこれを工事の留意事項として書くべき必要はない。
2:18:00	ていうところは、そこは理解できましたっていうところですよ。よって
2:18:07	この今のコメントについては、そこまでを絶対変えて欲しいっていうことで求めるものではないのではないかとこのように理解したという次第です。
2:18:19	何かわかったようなわかんないようなあれだけでも、いずれにしろさ、多分ね、
2:18:26	いらない。
2:18:27	このケースでは、保安、施工認上は、特段何か書く必要は僕はないとは思ってるんだけど、だから、尾崎さんが言うとしたら、
2:18:39	こういう部分についてはちゃんと保安規定の中で、受け入れ、
2:18:45	のところとか、つつ、
2:18:49	当たり前だけどもね貯蔵期間中とか、それから、仮に排出する際っていう部分についてはちゃんと保安規定の中で保安規定で、そう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いうところについてはちゃんとやってくださいねぐらいの世界ですよ。
2:19:05	もともとねRFSではそうするつもりっていうことでいいんですよ。
2:19:17	RFS東京フルヤです。今ご意見いただいた補足いただいた通りでございます。以上です。
2:19:45	うん。
2:19:58	規制庁の河村です。この件に関しては以上でよろしいでしょうか。
2:20:14	うん。
2:20:28	特にないようですので徒歩
2:20:31	か
2:20:32	追加で何かコメント等ある方いらっしゃいますでしょうか。
2:20:39	規制庁の長谷川ですけど、つまらない話をしてもいい。
2:20:44	お願いいたします。
2:20:49	いつの説明だったかよくわかんないけど覚えてるのは、固有周期が何だっけ、0.988とかって書いて、
2:20:57	ありましたっけ。
2:21:00	千波だったんでねはっきりよく覚えてないんだけど、
2:21:05	数そういう説明どっかであった。
2:21:08	特例の評価かと思います。0.098だね。
2:21:15	多分ね、この辺かな、0.174とかっていうところなんだけど、これって、設計ですよ。
2:21:25	ここまでの制度ってもともとあるの。
2:21:31	そして設計上ここの制動で、
2:21:36	やられるべきものなんだ。
2:21:43	これは保安器、貿易てじゃなくて施工認上の申請が良い、こんなの悪いとかって言うわけじゃなくて技術者的に見てどうなのっていう、こういうのって外にさらされた時に、
2:21:57	出す側も見る側もそうなんだけど、
2:22:01	科学的とか技術的とかって言われてる中、もう例示としてね、どうなんですかっていう、
2:22:13	災害情報があって海外情報の中で、どこが、
2:22:19	改めて稲さん。
2:22:22	僕はしました。実際Greenちょっと待てです。こちらのA棟という周期については算出式がありまして、そちらから算出した計算式がありまして、こちらが算出した。
2:22:37	反対になってまして。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:40	無理に対応するところのりか応答曲線の設計士の値という形。
2:22:48	になっております。うんそんなのはわかってるけどだから、だからこそ言ってるんだけど、竹井さんに染み込んだやつをそのまま書きましたって言うてるだけなんだよね。
2:22:59	それをちょっと技術的に、あなたたちはここまでの制度を持ってやってるんですかっていうのが、
2:23:09	清。
2:23:11	何かその技術的な性能、
2:23:13	そもそもさ、熱ある式にぶっ込んだときに、端数が出てきてるだけなんでしょう。
2:23:21	ここまで計算ができちゃうだけなんですよ。
2:23:27	だから、この制度で設計してるんですかって聞いてるんだけどさ、一方でこれ何かよくわかんないけど、スペクトルとかさ、見るときに、何か振幅とかされたりして、そもそもさ、ね、こういう周期なんてさ、
2:23:43	計算で出しちゃって実施ね、実際のもとは合わないんだよね。だからそういう点に関して設計上どう考えているんでしょうかとね。
2:23:53	何でも計算すればさ、ね答えがさ細かいところまで出てきちゃうんだよ。
2:24:02	後は去年の5月。
2:24:05	だから規定の技術者として、
2:24:13	戻ってきたときに、結局こういう出金って書かれるじゃない。
2:24:17	やっぱり、
2:24:18	それでその代がどこまでかというのとこの表と合ってるかです。
2:24:24	兎玉店1名ない。
2:24:28	4とかじゃなくて0.1時だから、例年2とかで、
2:24:33	ちょっと丸めて書くんじゃないかなと。
2:24:38	だったらこの表をそこが分じゃないのか、せめてもう一つ下のがね。
2:24:43	前体制に萩田まで書く必要が、
2:24:46	何か考えてどって、
2:24:49	すいません、次回考えさせていただきます。以上です。うん。
2:24:54	多分ねこういうところに、がそのままある土佐計算で出てきた解析で出てきちゃったやつをそのまま書きたかったんだけど、こういうところをさ、皆さんの、
2:25:05	頭のなんていう、技術的センスみたいなのが透けて見えちゃうところだから我々もそうなんだけどね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:12	よく考えていただいた方がいいと思いますよと。これがバツかと言ったら別にバツじゃないけれどもねっていう話です。
2:25:21	私は以上。あとは、全部がいいってわけじゃないけどねと僕も途中途中は聞いてないんで、何かさっきの保安規定の花シーンもある、あるから、
2:25:32	ペーパー途中のやつもあるんで、今日、
2:25:37	この話がすべてなんかこれでうちもコミットしたって感じじゃないかもしれないなっていう気がしてるんで、もううちの中でももう1回ちょっと明日、
2:25:46	考えてみますがいずれにしろ補正は補正で、適切に対応してやっていただければいいと思います。それで駄目だったらまた駄目だねっていうだけなんで、一応そんなところでお願いします。
2:25:59	アカサカです。そういう影響をヒアリングさせていただいてるので今、できるだけ今月に1回出したいなと思ってますので、こちらも、
2:26:11	食い込んで対応したいと思います。以上です。
2:26:25	規制庁の河村です。以上でよろしいでしょうか。
2:26:33	すみません。
2:26:35	リーダー来る燃料貯蔵の武藤社シライです。1点確認したい点があるんでよろしいでしょうか。
2:26:43	せ。
2:26:44	お願いいたします。
2:26:45	はい。今、
2:26:48	分割認可分の設工認の補正ということで準備してますけれども、ちょっと今はず、2回目の申請に、電気設備の系統図というのを添付して、
2:26:59	出して申請しています。この系統での段階についてちょっと確認したいというふうに考えております。
2:27:07	また今回、分割2回目の申請で、電気設備の健康課を添付しているのは、
2:27:14	重要な継続設備ですとか、放射線監視設備に、
2:27:19	無停電電源装置や電源車から供給される構成となっているということが確認できるということで添付をさしていただいています。
2:27:29	ですが分割1回目の申請で、1月の時に行政相談を少しさしていた中で、電源車と一緒にこの系統分に、
2:27:40	記載に誤りがあると、いうことを確認されております。確認をして、1回餃子イトウさんだけの話をさしていただいています。
2:27:49	で、
2:27:51	ですのでこの系統外について

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:54	見直しを
2:27:56	電源車の申請の際に行うということで準備を今までしておりました。
2:28:03	今回、2回目の申請に添付している、2回目の補正にあたっては、
2:28:12	今の見直しに誤りがあるというのがちょっとわかってるわけですが、次の申請で、
2:28:20	この部分について変更を出したいというふうに考えておまして、
2:28:24	今回の補正には、1回目で認可された、
2:28:31	系統図でその変更を行わない系統図を添付した形で補正申請を行いたいと、いうふうに考えてございますが、
2:28:42	それでよろしいでしょうか。
2:28:45	規制庁の石井ですけど、ちょっと規制庁の石井ですけど、今聞いた中身ちょっときちんと精査して、どうあるべきかを検討した上で、回答させていただきます。
2:29:06	はい。
2:29:09	笠田ですけどちょっと紙にもまとめてですね、整理してお出しします。以上です。規制庁石井です。はい。
2:29:20	ちょっと状況がちょっといまいちきちんと把握しないと、順番とか、そういうことも1回目との関係もあるので、
2:29:28	紙で出していただいて、きちんと精査させていただきます。
2:29:33	了解です。以上です。
2:29:46	規制庁の川村です。他になければ、本日のヒアリングについては以上で終わりたいと思います。
2:29:55	よろしいでしょうか。
2:30:02	規制庁の会議室側、
2:30:05	了解です。
2:30:10	A R F 東京事務所側も特にございません。
2:30:13	よろしいですか。
2:30:16	R F アワー建設も当社側は特にございません。
2:30:22	はい、ありがとうございます。
2:30:24	では本日のヒアリングについては以上で終わりたいと思います。
2:30:29	ありがとうございました。
2:30:31	ありがとうございました。ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。